



足立区

あだちの特別区税

令和6年度実績概要

令和7年9月

区民部 課税課・納税課

目 次

I 特別区税の概要	1
1 歳入に占める特別区税の割合	1
2 歳入に占める特別区税の推移（決算額）	2
II 各税の実績	3
1 特別区民税	3
(1) 合計収納額・合計収納率の推移	3
(2) 合計収納額・合計収納率の23区比較	4
(3) 納税義務者数の推移	5
(4) 課税標準額段階別納税義務者数	6
(5) 非課税者数	7
(6) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金控除額）	9
2 軽自動車税（種別割・環境性能割）	10
(1) 徴収実績の推移	10
(2) 調定額・収納額（種別割・現年度分）の23区比較	11
(3) 種類別決算台数の推移	12
3 特別区たばこ税・入湯税	13
(1) 特別区たばこ税収納額の23区比較（現年度分）	13
(2) 特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移（現年度分）	13
(3) 入湯税	13
III 収納率向上・適正課税に向けた取組み	14
1 徴収強化の取組み	14
(1) 財産調査・差押えの強化	14

(2) 納付案内センターの活用	14
(3) 区外転出した滞納者に対する調査	14
(4) 休日相談の実施	14
(5) 口座振替の利用促進やスマートフォン決済アプリによる納付方法 の拡大	15
(6) 滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等	15
(7) 夜間電話催告の実施	15
(8) 分かりやすい情報発信	15
2 令和6年度特別区民税・軽自動車税（種別割）の徴収実績	15
(1) 令和6年度特別区民税・軽自動車税（種別割）滞納整理実績表	16
(2) 差押え・公売の状況	18
(3) 納付案内センターの稼働状況 （特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税実施分）	19
(4) 徴収方法別収納状況	20
(5) 口座振替による特別区民税（普通徴収）収納額等の推移	21
3 検税（未申告や扶養などの調査・更正等）の取組み及び結果	22
(1) 検税期間	22
(2) 扶養調査	22
(3) 法定調書（報酬・配当・給与）に係る調査及び更正	22
(4) 事業所への給与支払報告書の調査	22
(5) 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査	22
(6) 再裁定年金に係る調査及び更正	22
(7) 事業所課税不明申告書調査	22
IV 資料編	23
1 税金の種類（国税・地方税別）	23
2 特別区税の納付について（足立区に納める税）	24

3	特別区税の税率・税額	25
	(1) 特別区民税（個人住民税）	25
	(2) 軽自動車税（種別割）	25
	(3) 軽自動車税（環境性能割）	27
	(4) 特別区たばこ税	27
	(5) 入湯税	27
4	令和6年度特別区税の賦課徴収に要する経費等	28
5	税証明書発行状況	29
	(1) 発行手数料別税証明書発行件数	29
	(2) 発行元別税証明書発行件数	29
6	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税の納付書等送付用封筒 の広告収入	30
7	令和6年度「あだち広報」掲載実績	31
	(1) 課税課	31
	(2) 納税課	32
8	令和6年度施行の税制の改正点	33
9	課税課・納税課の組織と事務分掌	34
10	足立区内税務機関	38
<p>巻末資料……………第三次足立区滞納対策アクションプラン（特別区民税 収納率向上3年計画）令和4年6月～令和7年5月 区民部納税課作成</p>		

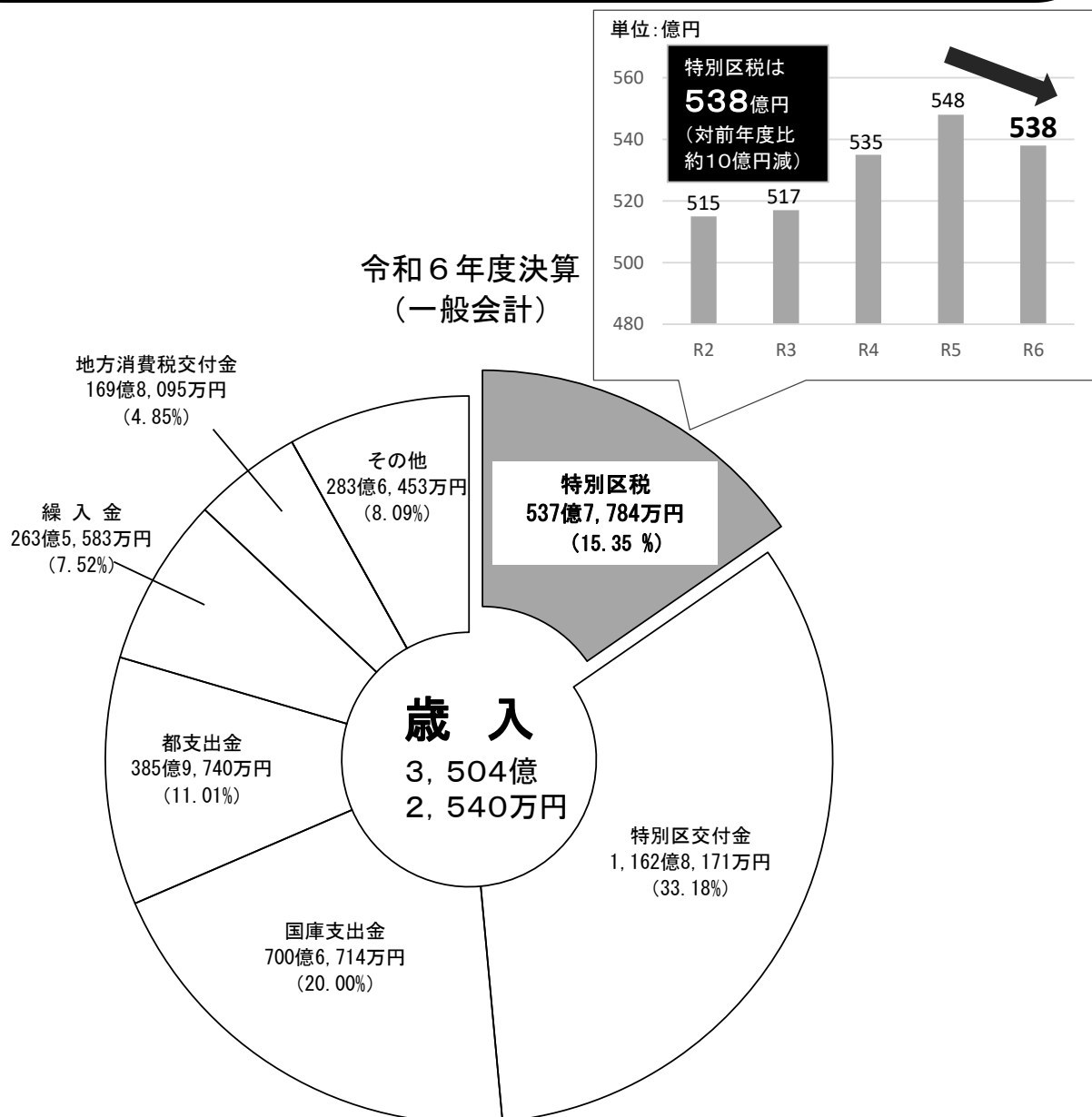
I 特別区税の概要

1 歳入に占める特別区税の割合

令和6年度の足立区の収入は3,504億2,540万円となった。
 そのうち特別区税の収入は537億7,784万円(対前年度比約10億円減)で、
 約15.4%を占めている。

減収の要因は、特別区民税の約9億円の減収(※)と特別区たばこ税の約1億円の減収(売渡本数約2,172万本の減)によるもの。

(※) 定額減税(納税者及び扶養親族1人につき1万円の住民税を減税する制度)の影響による約29億円減と、納税義務者数の増加や最低賃金の上昇に伴う給与水準の向上による約20億円増の差引



特別区税について、令和6年度決算額と令和5年度決算額を比較すると、
 約10億円の減となった(1.8%減)。

2 歳入に占める特別区税の推移（決算額）

（単位：千円、％）

区分	歳入科目	自主財源	依存財源	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度 構成比
一般財源	特別区税	○		51,515,303	51,669,587	53,545,141	54,825,528	53,777,841	15.35
	地方譲与税		○	1,051,070	1,071,872	1,096,670	1,091,566	1,098,002	0.31
	利子割交付金		○	135,897	127,495	168,414	196,828	272,326	0.08
	地方消費税交付金		○	14,057,220	15,484,700	16,392,257	16,216,302	16,980,949	4.85
	ゴルフ場利用税交付金		○	824	2,055	2,577	2,553	2,755	0.00 (0.0008)
	自動車取得税交付金		○	89	2	50	8,132	3,773	0.00 (0.0011)
	環境性能割交付金		○	184,970	238,259	280,148	304,286	407,697	0.12
	地方特例交付金		○	757,070	716,154	744,157	659,248	3,694,832	1.05
	特別区(財政調整)交付金		○	99,287,029	104,235,049	111,610,532	112,740,738	116,281,714	33.18
	交通安全対策特別交付金		○	80,808	81,276	76,358	72,732	71,677	0.02
	配当割交付金		○	658,284	917,006	896,834	1,047,032	1,404,011	0.40
	株式等譲渡所得割交付金		○	768,819	1,122,331	689,397	1,124,346	2,050,773	0.59
	計			168,497,383	175,665,786	185,502,535	188,289,291	196,046,350	55.95
特定財源	分担金・負担金	○		2,120,471	2,381,093	2,288,437	2,245,197	2,038,407	0.58
	使用料・手数料	○		4,053,269	4,154,445	4,607,698	4,627,598	4,700,309	1.34
	国庫支出金		○	139,896,166	101,759,913	85,694,267	71,549,268	70,067,135	20.00
	都支出金		○	28,232,220	26,945,631	29,335,616	37,095,185	38,597,403	11.01
	財産収入	○		936,562	1,181,062	672,352	1,003,134	696,835	0.20
	寄付金	○		94,664	186,896	296,060	254,255	209,485	0.06
	繰入金	○		16,640,145	30,457,625	22,168,811	16,376,685	26,355,825	7.52
	繰越金	○		5,464,234	5,571,799	6,952,558	7,396,264	8,102,137	2.31
	諸収入	○		3,560,915	3,644,767	3,763,817	3,347,691	3,611,513	1.03
	特別区債		○	1,293,300	188,000	0	0	0	0.00
計			202,291,946	176,471,231	155,779,616	143,895,277	154,379,049	44.05	
歳入合計				370,789,329	352,137,017	341,282,151	332,184,568	350,425,399	100.00
自主財源				84,385,563	99,247,274	94,294,874	90,076,352	99,492,352	28.39
依存財源				286,403,766	252,889,743	246,987,277	242,108,216	250,933,047	71.61

(注) 一般財源と特定財源の違いは、その用途が特定されているかどうかによるものである。

構成比は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

自主財源…区が自らの権能に基づいて、自主的に調達できる財源。

依存財源…国・都等にその調達を依存しなければならない財源。

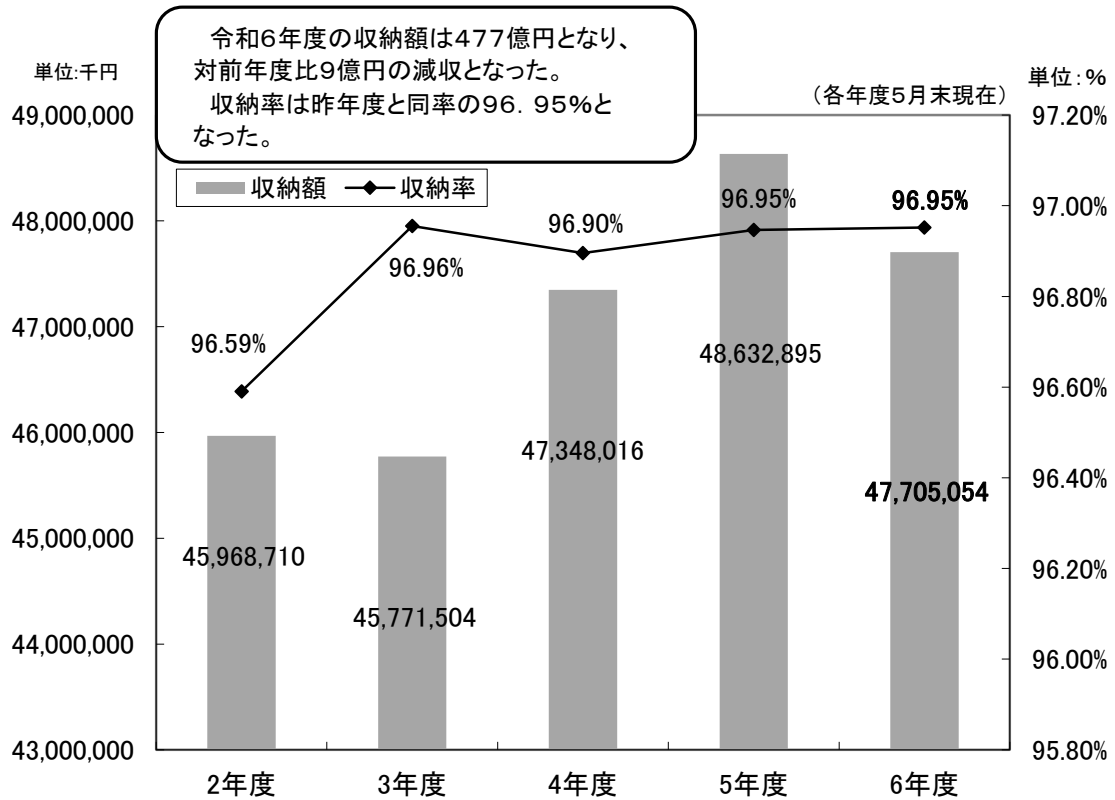
【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

Ⅱ 各税の実績

1 特別区民税

(1) 合計収納額・合計収納率の推移



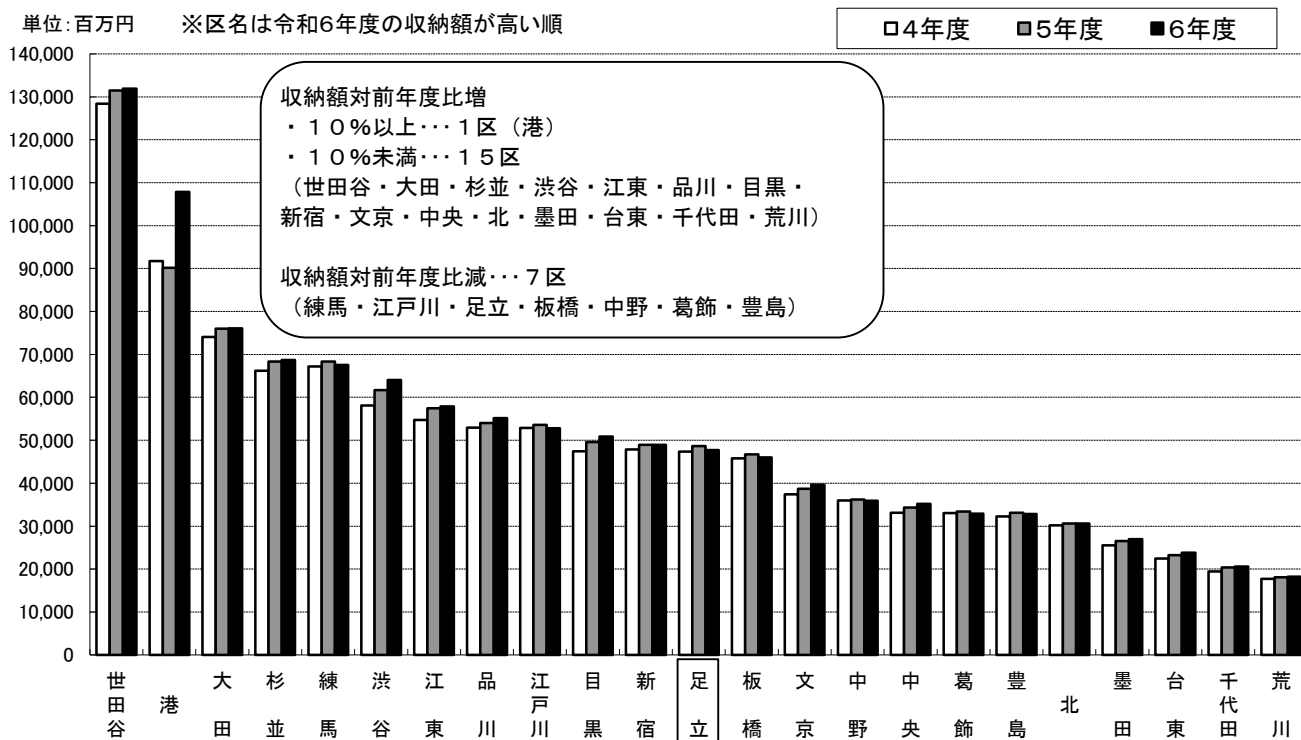
(単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
2	現年課税分	46,245,169	45,397,305	98.17%
	滞納繰越分	1,346,131	571,405	42.45%
	合計	47,591,300	45,968,710	96.59%
3	現年課税分	45,883,927	45,180,133	98.47%
	滞納繰越分	1,324,954	591,371	44.63%
	合計	47,208,881	45,771,504	96.96%
4	現年課税分	47,633,133	46,815,723	98.28%
	滞納繰越分	1,231,775	532,293	43.21%
	合計	48,864,908	47,348,016	96.90%
5	現年課税分	48,835,286	48,088,251	98.47%
	滞納繰越分	1,329,444	544,644	40.97%
	合計	50,164,730	48,632,895	96.95%
6	現年課税分	47,886,977	47,177,195	98.52%
	滞納繰越分	1,317,789	527,859	40.06%
	合計	49,204,766	47,705,054	96.95%
6年度－5年度(合計比)		-959,964	-927,841	0.00P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

(2) 合計収納額・合計収納率の23区比較

年度別 特別区民税収納額の23区比較表



調定額と収納額の推移

(単位:千円, %)

区名	4年度			5年度			6年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
世田谷	131,167,615	128,425,342	97.91	134,112,560	131,474,980	98.03	134,744,631	131,900,450	97.89
港	94,386,689	91,743,905	97.20	92,844,737	90,208,551	97.16	110,678,863	107,864,214	97.46
大田	74,884,906	74,063,629	98.90	76,849,364	75,969,074	98.85	76,956,456	76,047,063	98.82
杉並	68,186,882	66,214,291	97.11	70,282,227	68,363,846	97.27	70,528,696	68,704,629	97.41
練馬	68,250,192	67,226,939	98.50	69,419,666	68,363,642	98.48	68,533,534	67,521,514	98.52
渋谷	59,945,638	58,118,150	96.95	63,355,362	61,658,074	97.32	65,773,822	64,056,983	97.39
江東	55,503,473	54,762,884	98.67	58,237,667	57,487,909	98.71	58,573,580	57,894,220	98.84
品川	53,379,157	52,947,687	99.19	54,478,646	54,003,107	99.13	55,611,983	55,178,984	99.22
江戸川	53,332,712	52,882,127	99.16	54,116,250	53,591,625	99.03	53,256,569	52,816,737	99.17
目黒	48,186,535	47,439,604	98.45	50,199,502	49,548,606	98.70	51,415,765	50,884,867	98.97
新宿	49,171,983	47,884,601	97.38	50,213,330	48,921,808	97.43	50,451,586	48,968,608	97.06
足立	48,864,908	47,348,016	96.90	50,164,730	48,632,895	96.95	49,204,766	47,705,054	96.95
板橋	46,589,194	45,816,039	98.34	48,197,303	46,752,602	97.00	47,369,714	46,034,944	97.18
文京	37,773,863	37,418,445	99.06	39,127,810	38,699,001	98.90	40,003,197	39,620,282	99.04
中野	36,889,405	35,946,915	97.45	37,038,556	36,194,283	97.72	36,741,729	35,921,723	97.77
中央	33,939,804	33,153,400	97.68	35,034,779	34,338,011	98.01	36,034,666	35,227,683	97.76
葛飾	34,158,105	33,019,111	96.67	34,542,880	33,429,657	96.78	34,001,148	32,896,699	96.75
豊島	32,966,847	32,255,705	97.84	33,869,236	33,147,595	97.87	33,552,029	32,815,976	97.81
北	30,710,247	30,152,029	98.18	31,153,650	30,630,299	98.32	31,146,344	30,644,509	98.39
墨田	25,901,366	25,508,537	98.48	26,923,612	26,528,040	98.53	27,336,426	26,991,964	98.74
台東	23,152,668	22,458,470	97.00	23,895,069	23,205,128	97.11	24,432,441	23,796,071	97.40
千代田	19,887,389	19,464,085	97.87	20,852,961	20,409,573	97.87	21,122,678	20,592,308	97.49
荒川	18,054,458	17,712,406	98.11	18,413,660	18,113,771	98.37	18,495,010	18,255,428	98.70
計	1,145,284,036	1,121,962,317	97.96	1,173,323,557	1,149,672,077	97.98	1,195,965,633	1,172,340,910	98.02

(注) 調定額と収納額は、現年度分・過年度分・滞納繰越分を含む。

(注) 区名は令和6年度の収納額が高い順。

(3) 納税義務者数の推移

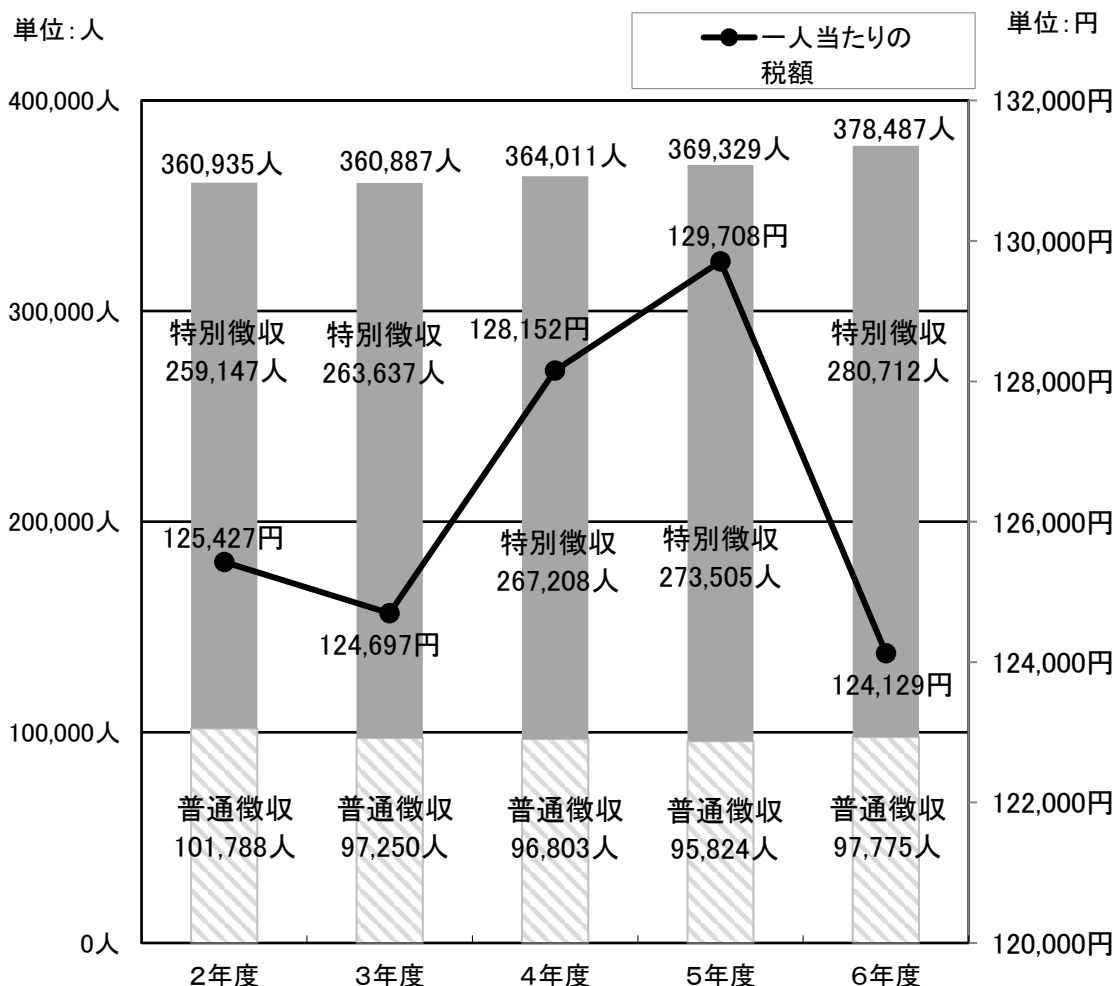
納税義務者数は378,487人となり、前年度比9,158人(※)増加し、過去5年間で最高の人数となった。

一人当たりの税額は124,129円となり、定額減税の影響による特別区民税の減収のため、過去5年間で最少額となった。

(※) 参考 地域別年齢層別 納税義務者増加人数 上位3位

順位	地域名	増加人数	順位	年齢層	増加人数
1	綾瀬二丁目	262人	1	60～69歳	2,603人
2	六町二丁目	215人	2	30～39歳	2,290人
3	西新井栄町一丁目	210人	3	50～59歳	2,228人

特別区民税納税義務者数の推移と一人当たりの税額



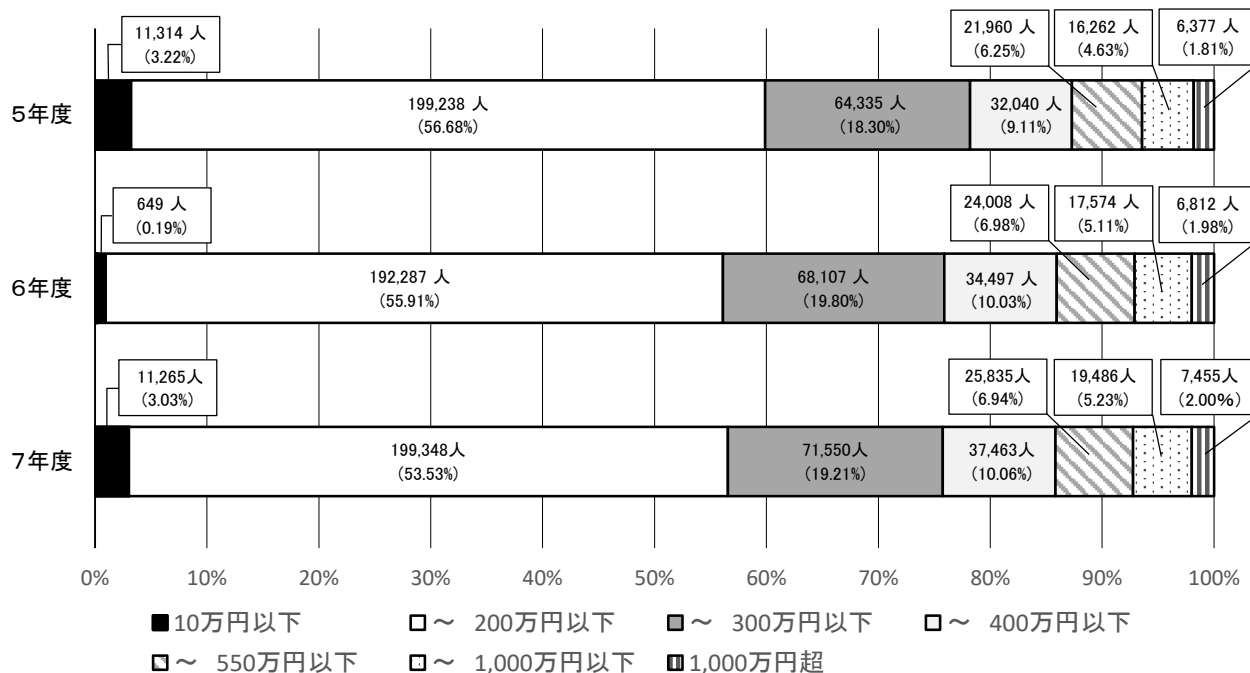
区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
納税義務者	普通徴収	101,788人	97,250人	96,803人	95,824人	97,775人
	特別徴収	259,147人	263,637人	267,208人	273,505人	280,712人
	計	360,935人	360,887人	364,011人	369,329人	378,487人
一人当たりの税額	125,427円	124,697円	128,152円	129,708円	124,129円	

(注) 一人当たりの税額は、現年度分決算額を納税義務者数で除して算出している。

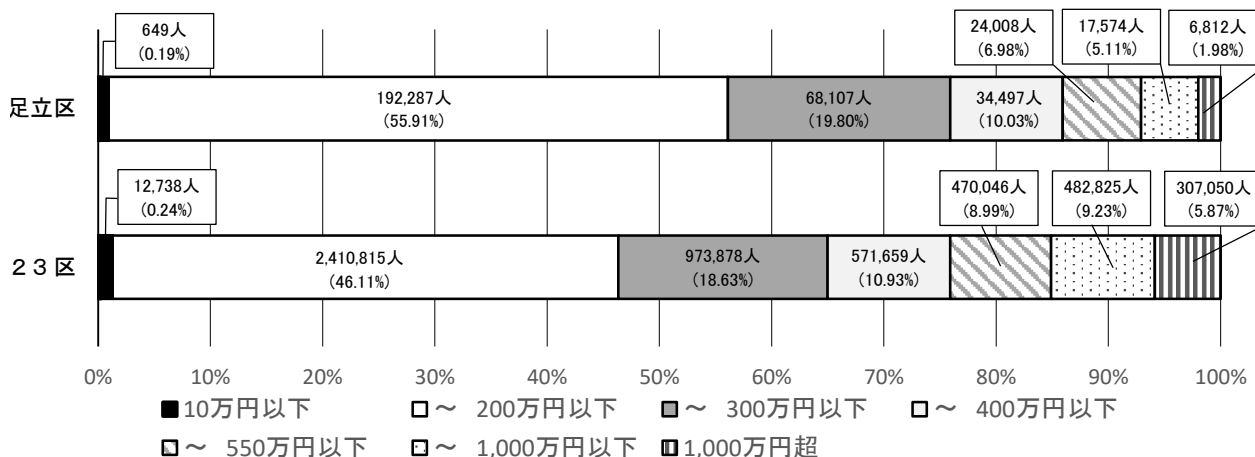
(4) 課税標準額段階別納税義務者数 (課税状況等の調より)

課税標準額200万円以下の納税義務者の割合が、全体の半数を占めている。
23区全体に比べ、課税標準額300万円以下の納税義務者の割合が約11ポイント多い。

年度別 特別区民税 課税標準額段階別 納税義務者の割合



令和6年度特別区民税 課税標準額段階別 納税義務者の割合



(単位：人，%)

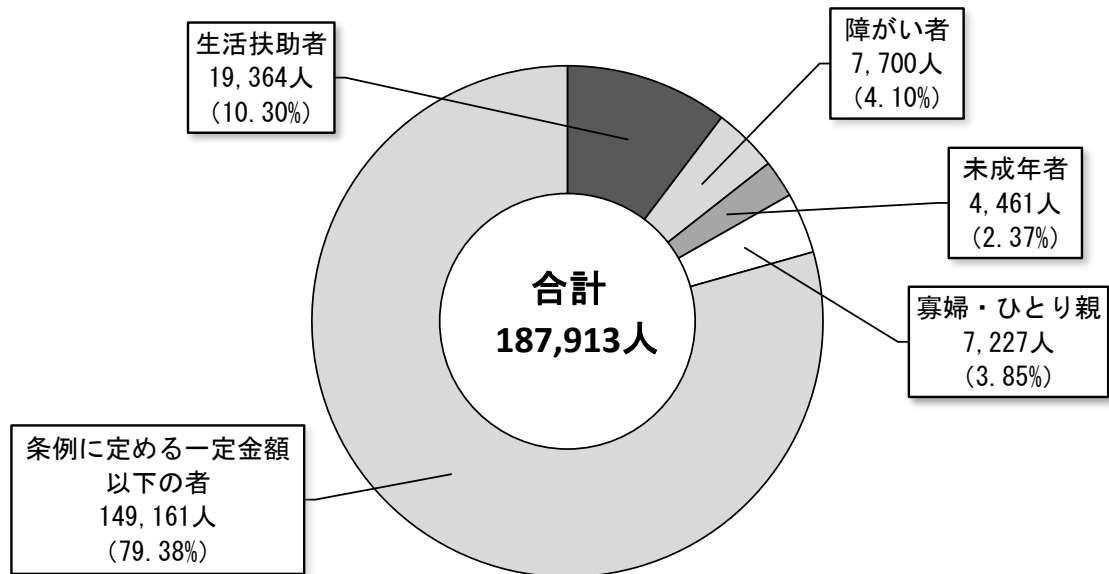
課税標準額の段階	5年度		6年度				7年度	
	足立区	構成比	足立区	構成比	23区	構成比	足立区	構成比
10万円以下	11,314	3.22	649	0.19	12,738	0.24	11,265	3.03
~200万円以下	199,238	56.68	192,287	55.91	2,410,815	46.11	199,348	53.53
~300万円以下	64,335	18.30	68,107	19.80	973,878	18.63	71,550	19.21
~400万円以下	32,040	9.11	34,497	10.03	571,659	10.93	37,463	10.06
~550万円以下	21,960	6.25	24,008	6.98	470,046	8.99	25,835	6.94
~1,000万円以下	16,262	4.63	17,574	5.11	482,825	9.23	19,486	5.23
1,000万円超	6,377	1.81	6,812	1.98	307,050	5.87	7,455	2.00
計	351,526	100.00	343,934	100.00	5,229,011	100.00	372,402	100.00

【Ⅱ 各税の実績】

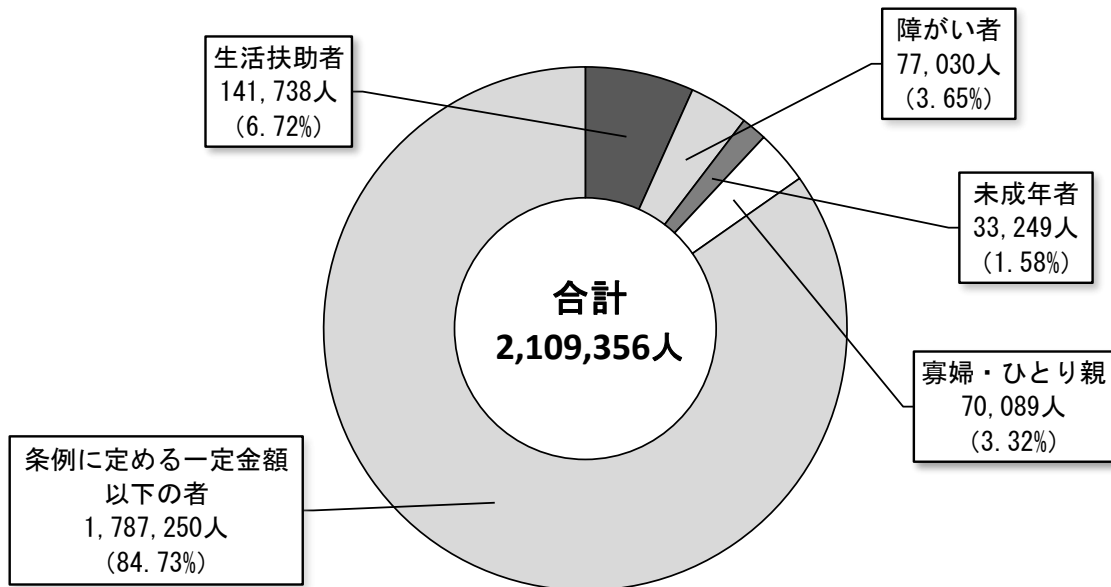
1 特別区民税

(5) 非課税者数 (特別区税に関する参考資料：第5表 法第295条による非課税者に関する調より)

令和6年度非課税者区分の割合(足立区)



令和5年度非課税者区分の割合(23区)



※ 6年度の23区実績については、令和7年11月下旬頃に確定する。

足立区

(単位：人、%)

区分	年度	生活扶助者		障がい者		未成年者		寡婦・ひとり親 ※2		条例に定める一定 金額以下の者※1		合計
		比率	比率	比率	比率	比率	比率					
非課税者	2年度	20,353	10.61%	7,011	3.65%	11,639	6.06%	7,464	3.89%	145,454	75.79%	191,921
	3年度	20,060	10.44%	7,197	3.74%	10,330	5.38%	7,922	4.12%	146,640	76.32%	192,149
	4年度	19,993	10.43%	7,326	3.82%	9,674	5.04%	7,831	4.08%	146,939	76.63%	191,763
	5年度	19,859	10.28%	7,764	4.02%	3,946	2.04%	7,684	3.98%	153,919	79.68%	193,172
	6年度	19,364	10.30%	7,700	4.10%	4,461	2.37%	7,227	3.85%	149,161	79.38%	187,913

23区

(単位：人、%)

区分	年度	生活扶助者		障がい者		未成年者		寡婦・ひとり親 ※2		条例に定める一定 金額以下の者※1		合計
		比率	比率	比率	比率	比率	比率					
非課税者	2年度	145,404	6.67%	72,698	3.34%	119,568	5.48%	78,227	3.59%	1,764,326	80.92%	2,180,223
	3年度	142,814	6.69%	73,567	3.45%	102,836	4.82%	70,332	3.30%	1,744,896	81.74%	2,134,445
	4年度	144,248	6.86%	75,213	3.58%	99,123	4.72%	70,885	3.37%	1,712,207	81.47%	2,101,676
	5年度	141,738	6.72%	77,030	3.65%	33,249	1.58%	70,089	3.32%	1,787,250	84.73%	2,109,356
	6年度	※3										

◎非課税の所得限度額は、障がい者、未成年者、寡婦・ひとり親で合計所得金額が135万円以下の者。

※1 「条例に定める一定金額以下の者」とは、地方税法第295条第3項及び区税条例第10条第2項の規定により、均等割を課さない者をいう。

区税条例第10条第2項では、合計所得金額が次の計算金額以下の者に対し、均等割を課さないと定めている。

35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+21万円

◎本人のみの場合は、21万円は足さない。

※2 令和2年度は「寡婦・寡夫」が対象。

※3 6年度の23区実績については、令和7年11月下旬頃に確定する。

5年度 非課税者数の23区比較

(単位：人、%)

区名	非課税者数	人口 (R5.1.1)	対人口 比率
千代田	4,352	67,911	6.41%
中央	31,185	174,074	17.91%
港	46,235	261,615	17.67%
新宿	83,433	346,279	24.09%
文京	46,529	229,653	20.26%
台東	22,456	207,479	10.82%
墨田	29,303	279,985	10.47%
江東	123,331	532,882	23.14%
品川	78,527	404,196	19.43%
目黒	53,446	278,635	19.18%
大田	164,170	728,425	22.54%
世田谷	188,330	915,439	20.57%
渋谷	44,556	229,412	19.42%
中野	74,098	333,593	22.21%
杉並	107,958	570,786	18.91%
豊島	58,911	288,704	20.41%
北	83,731	353,732	23.67%
荒川	55,989	216,814	25.82%
板橋	144,691	568,241	25.46%
練馬	177,611	738,914	24.04%
足立	193,172	690,114	27.99%
葛飾	121,675	464,175	26.21%
江戸川	175,667	688,153	25.53%
計	2,109,356	9,569,211	22.04%

非課税者数が多い順

(単位：人)

順位	区名	非課税者数
1	足立	193,172
2	世田谷	188,330
3	練馬	177,611
4	江戸川	175,667
5	大田	164,170
6	板橋	144,691
7	江東	123,331
8	葛飾	121,675
9	杉並	107,958
10	北	83,731
11	新宿	83,433
12	品川	78,527
13	中野	74,098
14	豊島	58,911
15	荒川	55,989
16	目黒	53,446
17	文京	46,529
18	港	46,235
19	渋谷	44,556
20	中央	31,185
21	墨田	29,303
22	台東	22,456
23	千代田	4,352

対人口比率が高い順

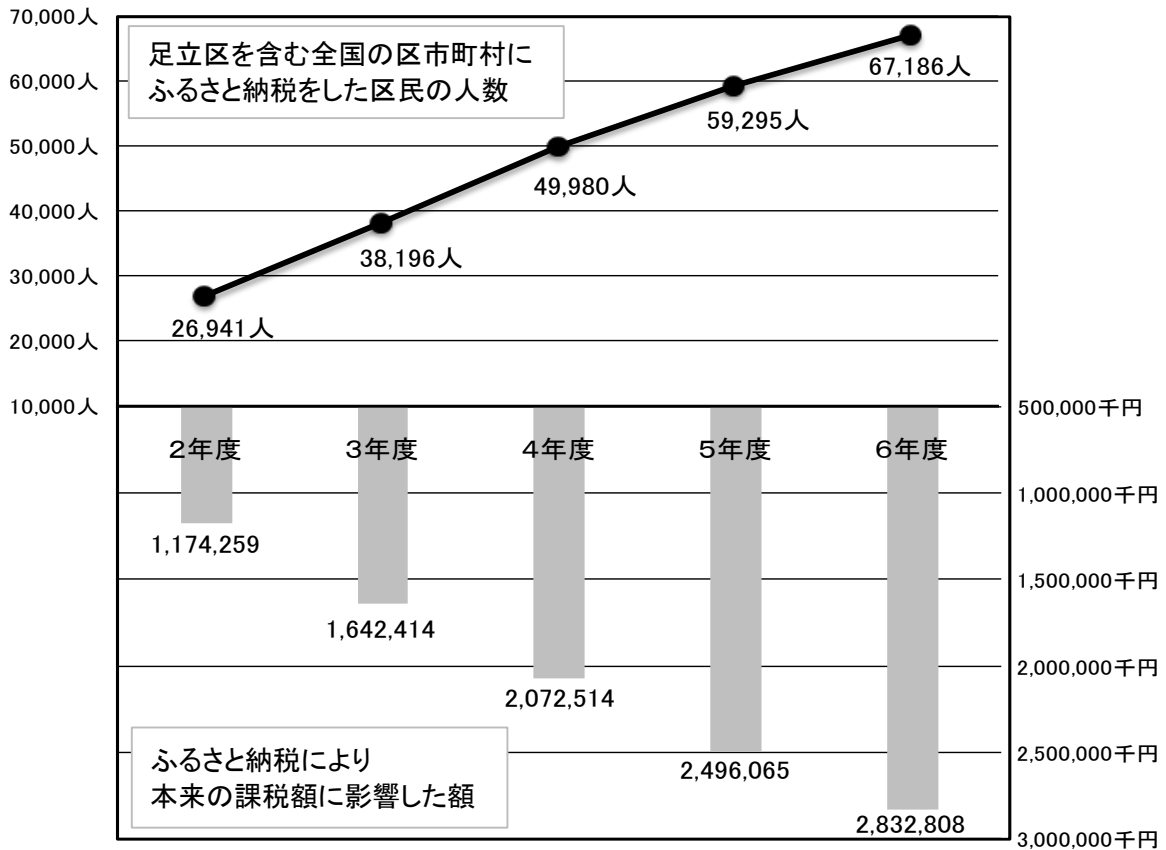
順位	区名	対人口 比率
1	足立	27.99%
2	葛飾	26.21%
3	荒川	25.82%
4	江戸川	25.53%
5	板橋	25.46%
6	新宿	24.09%
7	練馬	24.04%
8	北	23.67%
9	江東	23.14%
10	大田	22.54%
11	中野	22.21%
12	世田谷	20.57%
13	豊島	20.41%
14	文京	20.26%
15	品川	19.43%
16	渋谷	19.42%
17	目黒	19.18%
18	杉並	18.91%
19	中央	17.91%
20	港	17.67%
21	台東	10.82%
22	墨田	10.47%
23	千代田	6.41%

(6) ふるさと納税による調定額への影響 (寄附金控除額)

(課税状況等の調より)

令和6年度の足立区の特別区民税は、ふるさと納税により、
本来の課税額と比較して約28億円のマイナスの影響を受けた。

ふるさと納税に係る寄附人数、控除額の推移



(単位：人、千円)

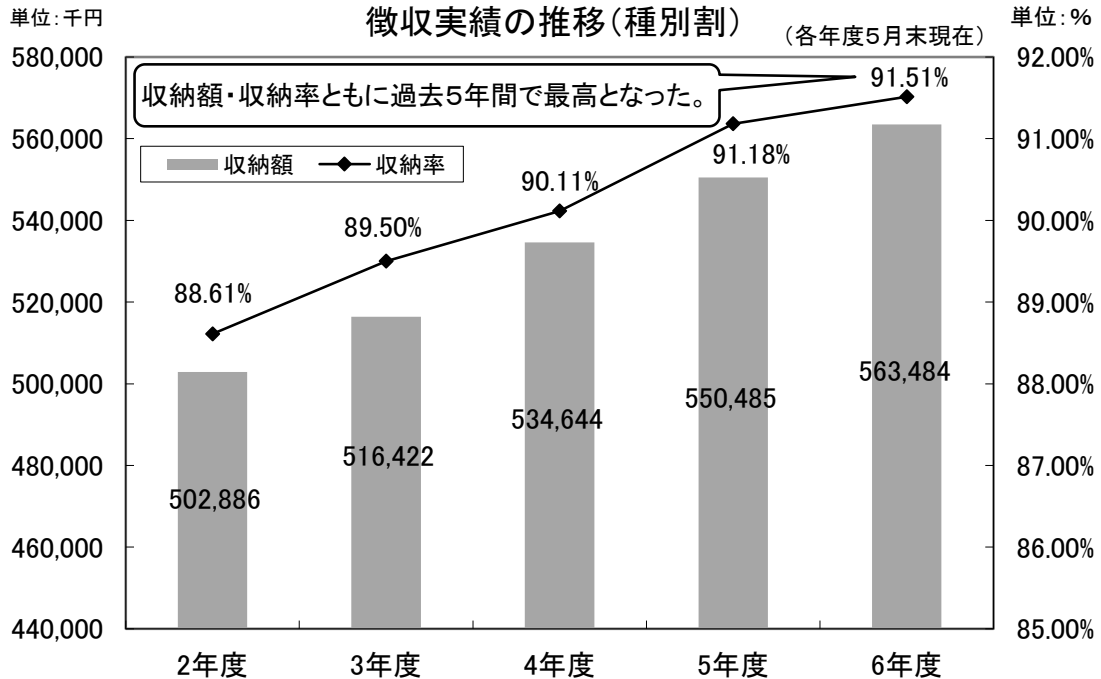
区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ふるさと納税 (特別区民税)	寄附人数	26,941人	38,196人	49,980人	59,295人	67,186人
	控除額	1,174,259	1,642,414	2,072,514	2,496,065	2,832,808

【参考】あだち虹色寄附制度の実績 ※足立区への寄附件数は過去5年間で最高となった
(単位：件、千円)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
あだち虹色 寄附制度	件数	749件	288件	617件	1,160件	3,059件
	寄附額	94,663	186,896	296,060	141,696	209,485

2 軽自動車税 (種別割・環境性能割)

(1) 徴収実績の推移



【種別割】

(単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
2	現年課税分	513,547	493,268	96.05%
	滞納繰越分	53,976	9,618	17.82%
	合計	567,523	502,886	88.61%
3	現年課税分	525,960	506,371	96.28%
	滞納繰越分	51,058	10,051	19.69%
	合計	577,018	516,422	89.50%
4	現年課税分	544,500	524,882	96.40%
	滞納繰越分	48,805	9,762	20.00%
	合計	593,305	534,644	90.11%
5	現年課税分	558,728	540,555	96.75%
	滞納繰越分	44,984	9,930	22.07%
	合計	603,712	550,485	91.18%
6	現年課税分	570,287	553,349	97.03%
	滞納繰越分	45,451	10,135	22.30%
	合計	615,738	563,484	91.51%
6年度－5年度(合計比)		12,026	12,999	0.33P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

【環境性能割】

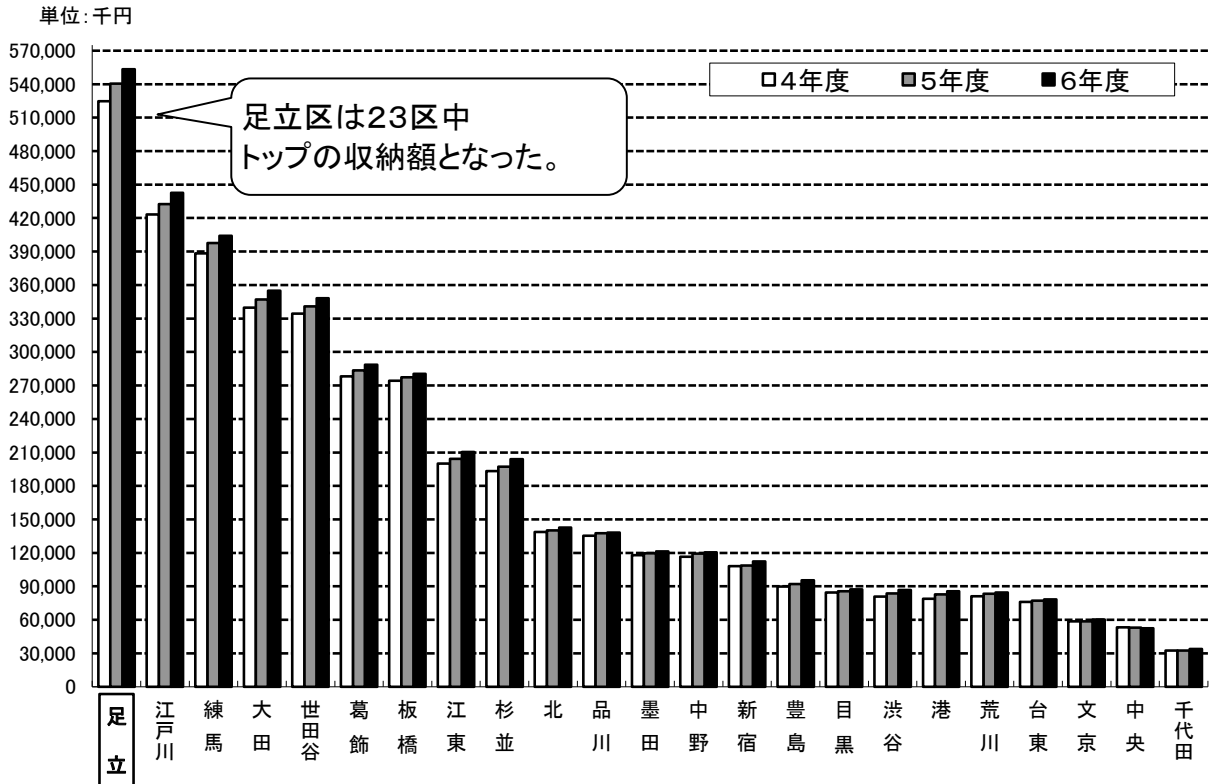
(単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
4	現年課税分	35,976	35,976	100.00%
5	現年課税分	32,383	32,383	100.00%
6	現年課税分	41,850	41,850	100.00%

【Ⅱ 各税の実績】

2 軽自動車税(種別割・環境性能割)

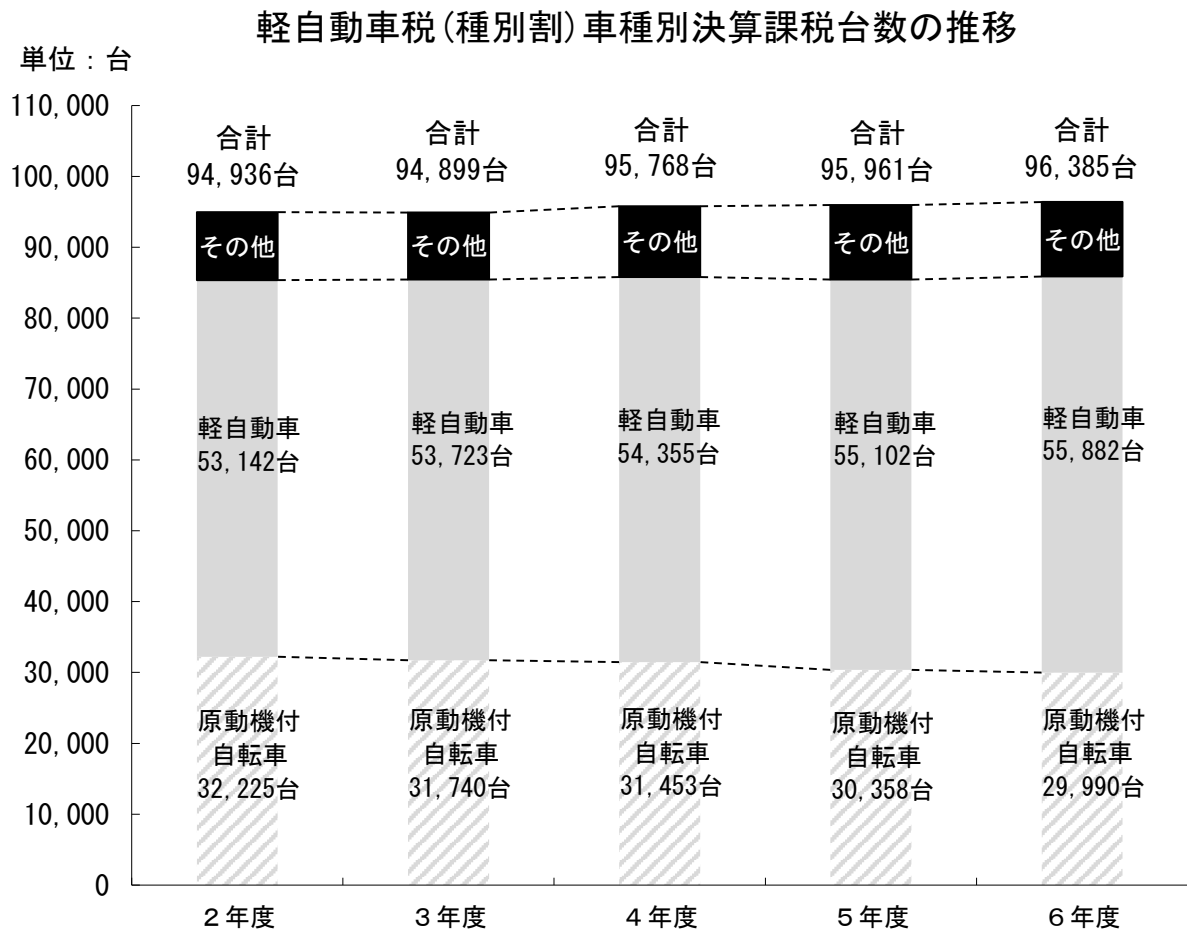
(2) 調定額・収納額(種別割・現年度分)の23区比較



(注) 調定額と収納額は、現年度分のみである。

(注) 区名は令和6年度の収納額が高い順。

(3) 種類別決算台数の推移



台数と調定額の推移 (現年度分)

(単位：台、千円)

車種種別※		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
原動機付自転車	台数	32,225	31,740	31,453	30,358	29,990
	調定額	70,101	69,244	68,858	66,807	66,135
軽自動車	台数	53,142	53,723	54,355	55,102	55,882
	調定額	386,270	400,332	416,081	429,199	441,355
二輪の小型自動車	台数	8,053	7,948	8,493	9,065	9,103
	調定額	48,318	47,688	50,958	54,390	54,618
小型特殊自動車	台数	1,516	1,488	1,467	1,436	1,410
	調定額	8,794	8,643	8,515	8,332	8,179
合計	台数	94,936	94,899	95,768	95,961	96,385
	調定額	513,483	525,907	544,412	558,728	570,287

※ 車種種別について

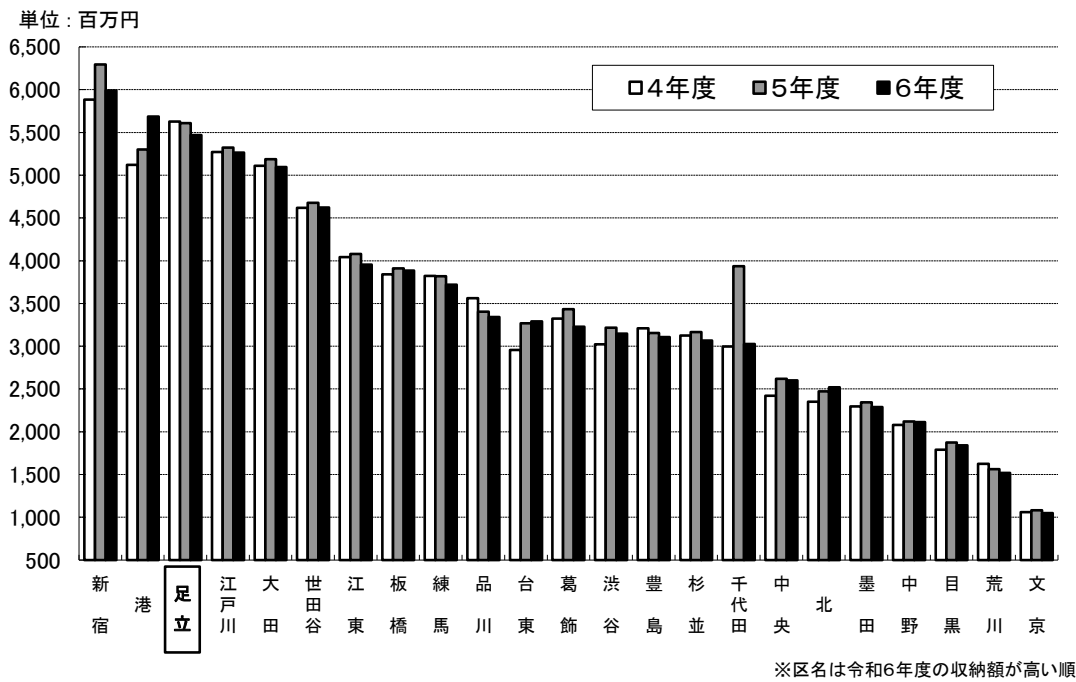
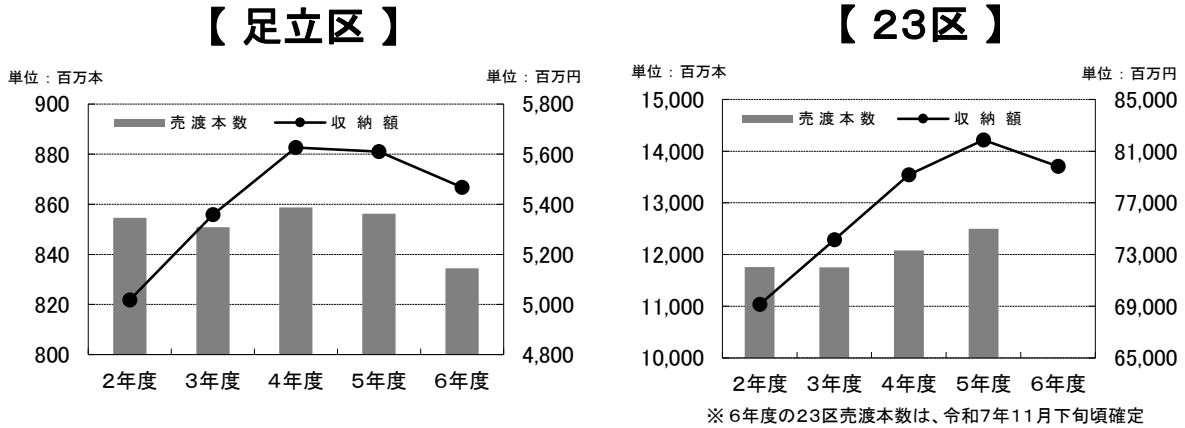
原動機付自転車：原動機付自転車50cc以下等、軽自動車：軽四輪(660cc)乗用自家用等、

二輪の小型自動車：250cc超二輪、小型特殊自動車：特殊作業用等に分類されている。

詳細は、資料編p.25 「3 特別区税の税率・税額 (2) 軽自動車税(種別割)」を参照

3 特別区たばこ税・入湯税

(1) 特別区たばこ税収納額の23区比較 (現年度分)



(2) 特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移 (現年度分)

区分	足立区				23区			
	売渡本数 (千本)	前年度比	収納額 (千円)	前年度比	売渡本数 (千本)	前年度比	収納額 (千円)	前年度比
2年度	854,574	97.26%	5,018,040	100.85%	11,760,524	87.53%	69,140,727	90.71%
3年度	850,816	99.56%	5,358,987	106.79%	11,751,135	99.92%	74,136,685	107.23%
4年度	858,731	100.93%	5,626,406	104.99%	12,081,345	102.81%	79,157,655	106.77%
5年度	856,191	99.70%	5,609,765	99.70%	12,496,330	103.43%	81,866,213	103.42%
6年度	834,470	97.46%	5,467,446	97.46%			79,815,636	97.50%

(注1) 6年度の23区売渡本数は、令和7年11月下旬頃確定する。

(注2) 収納額は手持品課税分を含み、過年度分は含まない。

(3) 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光に要する費用にあてるための目的税である。

区内に課税対象となる温泉施設(入湯料金が1,200円超)がないため、令和6年度の課税実績はない。

Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み

1 徴収強化の取組み

納税課では税負担の公平性・公正性を保ち、自主財源を確保するため、様々な収納率・収納額の向上対策を進めている。

令和6年度は「第三次足立区滞納対策アクションプラン」の最終取組年度にあたり、課題である現年分収納率のさらなる向上を目指し、現年分滞納への早期着手や期限内納付の定着対策に引き続き重点的に取り組んだ。

下記（１）から（８）の施策の実施により、令和6年度の現年分・滞納繰越分を合わせた特別区民税の状況は、収納率が前年度と同率となったが、定額減税の影響で調定額が減少したため、収納額は約9億円の減収となった。

（１）財産調査・差押えの強化

滞納者の財産調査を早期から行い、収納率向上に直結する換価性の高い預貯金等の債権を中心に差押えを実施した。令和4年12月から導入した預貯金等の電子照会により、事務の負担軽減と早期の回答受領が図られ、差押え件数が令和5年度よりも増加した。年々、電子照会の対応可能機関が増加しており、今後も電子照会を最大限に活用していくことで滞納整理の早期着手に努めていく。

【令和6年度実績】 ※カッコ内は前年度比 ※金額はいずれも都民税相当分を含む。

- ・財産調査実施件数 約17万6千件（2万3千件増）
- うちオンラインによる照会件数 約8万件（3万9千件増）
- ・差押件数 3,067件（266件増） 差押時滞納額 約6億8千万円（2千万円増）
- ・差押後納付額 約2億6千万円（1千万円減）

（２）納付案内センターの活用

業務委託による納付案内センターを活用し、主に初期の滞納者を対象として、電話、文書差置き、SMS（ショート・メッセージ・サービス）による納付勧奨を行った。

令和6年度勧奨後納付額 約3億5千万円（前年度比 1億5千万円増）

※特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税実施分

（３）区外転出した滞納者に対する調査

区外（特に遠隔地）に転出した滞納者について、業務委託による現況等の調査を実施し、納付勧奨や適正な滞納処分等を実施した。

- ・区外転出滞納者数 約4,000人（令和6年度当初時点の普通徴収分）
- ・令和6年度調査実績 200件 収納額 約211万円（前年度比 65万円減）

（４）休日相談の実施

毎月、第4日曜日の休日開庁日に、平日の日中に連絡が取りづらい滞納者に対し納税相談を実施している。休日開庁日への相談来所を滞納者へ積極的に呼びかけた。

令和6年度休日相談来庁者 320人（前年度比 155人減）

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

1 徴収強化の取組み

(5) 口座振替の利用促進やスマートフォン決済アプリによる納付方法の拡大

口座振替の利用促進のため、新規口座振替申込者を対象としたプレゼント付キャンペーンを令和6年度も引き続き実施した。その他、区内バス路線における加入促進に関する車内放送などを実施した。

また、スマートフォン決済アプリを使用した納付（特別区民税・都民税・森林環境税普通徴収、軽自動車税（種別割））の手段として今までの『PayPay』、『d払い』、『au PAY』、『LINE Pay』、『J-Coin Pay』に加え、『楽天ペイ』を追加し、更なる利便性の向上を図った。

令和6年度口座振替加入者数 53,172人（前年度比 823人増）

(6) 滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等

複線型人事制度における徴収分野の専門職員に認定された職員や、国税・都税OBである専門員が講師となり、滞納整理に関する講義や事案検討会を実施した。また、徴収技法についての指導助言も併せて行っており、職員の滞納整理ノウハウの蓄積を進めた。

(7) 夜間電話催告の実施

仕事等の理由により平日の日中に納税相談ができない人への対策として令和6年10月と令和7年2月に夜間電話催告を実施した。

令和6年10月実績	架電件数	498件	接触率	29.7%（前年度比 3.6P増）
令和7年 2月実績	架電件数	424件	接触率	27.1%（前年度比 1.9P減）

(8) 分かりやすい情報発信

普通徴収における督促状に同封するチラシに貼付したQRコードを読み取ることで、多言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、やさしい日本語）で記載したホームページに誘導し、外国人にも訴求する通知を実施した。

2 令和6年度特別区民税・軽自動車税（種別割）の徴収実績

令和6年度（令和6年6月から令和7年5月まで）の収納率実績は以下のとおりである。

種別	区分	R5	R6	対前年度増減
		①	②	(②-①)
特別区民税収納率	現年課税分	98.47%	98.52%	+0.05ポイント
	滞納繰越分	40.97%	40.06%	-0.91ポイント
	計	96.95%	96.95%	±0.00ポイント
軽自動車税（種別割） 収納率	現年課税分	96.75%	97.03%	+0.28ポイント
	滞納繰越分	22.07%	22.30%	+0.23ポイント
	計	91.18%	91.51%	+0.33ポイント

(1) 令和6年度特別区民税・軽自動車税(種別割)滞納整理実績表

【特別区民税】

令和7年5月末現在 (単位:千円, %)

			現 年 分				滞納繰越分	合 計
			普通徴収	特別徴収	過年度	小 計		
調 定 額 A			11,843,296	35,782,977	260,704	47,886,977	1,317,789	49,204,766
収 納 額 B			11,245,421	35,735,603	196,171	47,177,195	527,859	47,705,054
収 納 率 B/A			94.95%	99.87%	75.25%	98.52%	40.06%	96.95%
還 付 未 済 額 C			6,442	8,236	137	14,816	1,449	16,264
滞 納 整 理 状 況	不 納 欠 損 額	即時欠損	16,484	33	463	16,980	240,448	257,428
		執行停止期間満了(3年)	—	—	—	—	19,701	19,701
		執行停止中の時効(5年)	—	—	—	—	6,417	6,417
		時効(5年)	—	—	—	—	3,766	3,766
	小 計 D		16,484	33	463	16,980	270,332	287,312
	執 行 停 止 額	6年度停止分	3,507	2	509	4,018	51,072	55,090
		5年度以前からの停止分	—	—	—	—	206,352	206,352
	分納・証券・徴収猶予・換価猶予		95,223	1,310	16,308	112,841	76,592	189,433
	差押え・参加差押え等		29,235	4,122	5,157	38,514	115,912	154,426
	小 計 E		127,965	5,434	21,974	155,373	449,928	605,301
計 F			144,449	5,467	22,438	172,354	720,260	892,613
未 収 納 額 G A-B+C-D			587,833	55,577	64,207	707,617	521,047	1,228,664
滞 納 未 整 理 額 G-C-E			453,426	41,907	42,096	537,428	69,670	607,099
調定額に対する収納及び滞納整理実施割合 (B+F)/A			96.17%	99.88%	83.85%	98.88%	94.71%	98.77%

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、3ページを参照。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和6年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の徴収実績

【軽自動車税(種別割)】

令和7年5月末現在 (単位:千円, %)

		現 年 分			滞納繰越分	合 計	
		現年度	過年度	小 計			
調 定 額 A		570,287	0	570,287	45,451	615,738	
収 納 額 B		553,349	0	553,349	10,135	563,484	
収 納 率 B/A		97.03%	0	97.03%	22.30%	91.51%	
還 付 未 済 額 C		343	0	343	38	381	
滞納整理状況	不納欠損額	即時欠損	443	0	443	7,752	8,195
		執行停止期間満了(3年)	—	—	—	297	297
		執行停止中の時効(5年)	—	—	—	478	478
		時効(5年)	—	—	—	1,901	1,901
	小計 D		443	0	443	10,428	10,871
	執行停止額	6年度停止分	416	0	416	1,538	1,954
		5年度以前からの停止分	—	—	—	1,651	1,651
	分納・証券・徴収猶予・換価猶予		856	0	856	708	1,564
	差押え・参加差押え等		478	0	478	984	1,462
	小計 E		1,750	0	1,750	4,881	6,631
計 F		2,193	0	2,193	15,309	17,502	
未 収 納 額 G A-B+C-D		16,838	0	16,838	24,926	41,764	
滞 納 未 整 理 額 G-C-E		14,745	0	14,745	20,007	34,752	
調定額に対する収納及び滞納整理実施割合 (B+F)/A		97.41%	0	97.41%	55.98%	94.36%	

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、10ページを参照

(2) 差押え・公売の状況

【差押え】

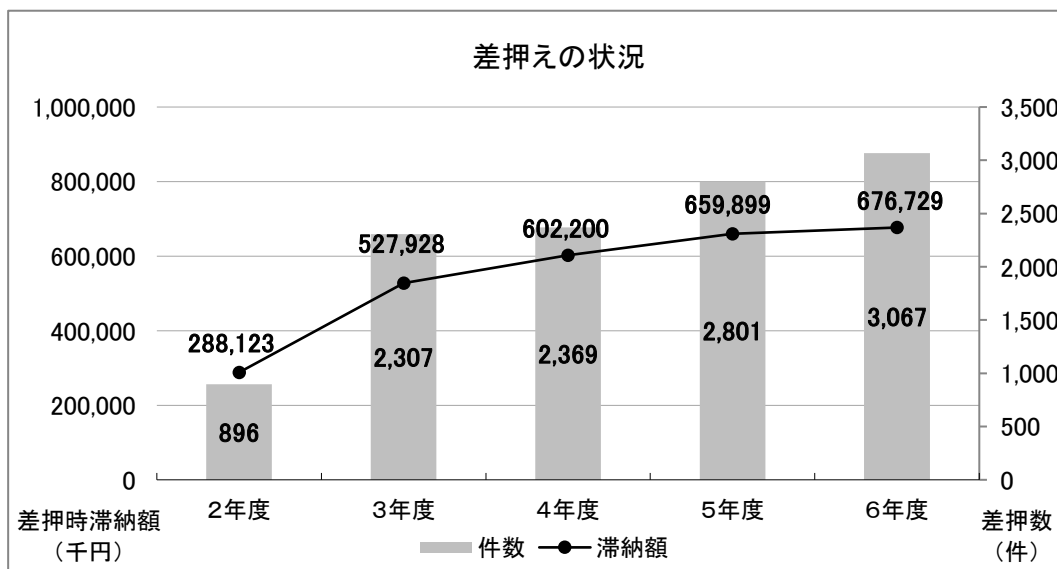
(単位:千円, 件)

	債権			不動産等			合計		
	滞納額	差押後納付額	件数	滞納額	差押後納付額	件数	滞納額	差押後納付額	件数
2年度	278,462	89,111	886	9,661	2,024	10	288,123	91,135	896
3年度	481,449	181,982	2,272	46,480	11,540	35	527,928	193,522	2,307
4年度	552,413	234,858	2,341	49,788	68,027	28	602,200	302,885	2,369
5年度	634,293	257,463	2,777	25,606	13,174	24	659,899	270,637	2,801
6年度	626,156	255,720	3,033	50,573	8,359	34	676,729	264,079	3,067

(各年度5月末現在)

差押えは地方税法第331条、国税徴収法等に基づいて行う租税債権確保のための処分である。
また、公売は国税徴収法第94条等に基づいて差押財産を売却して換価し、税に充当するための処分である。平成30年度以降、換価に適した案件がないため実施していない。

- (注1) 本表の滞納額は差押時の滞納額で、都民税相当分を含む。
(注2) 本表の件数とは、滞納者に対して差押えをした回数である。
(注3) 本表には、差押え、参加差押え(すでに差し押さえられているものに対する後からの差押えで、動産及び有価証券、不動産、自動車、船舶等、電話加入権)、二重差押え(債権等)が含まれている。
(注4) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。
(注5) 本表の差押後納付額は令和6年6月以後のもので、かつ収納日が差押日以降である。
また、解除されている場合は解除日後1カ月後までの集計である。



【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和6年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の徴収実績

(3) 納付案内センターの稼働状況

(特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税実施分)

ア 電話勧奨

(単位:日, 件, %, 千円)

	実施日数	勧奨件数 A	接触数 B	接触率 B/A	納付件数	納付額
2年度	109日	32,324	7,845	24.3%	3,921	125,236
3年度	174日	45,555	10,122	22.2%	4,730	210,636
4年度	148日	47,571	9,545	20.1%	5,124	260,752
5年度	137日	38,014	7,671	20.2%	4,219	145,218
6年度	143日	51,984	8,977	17.3%	4,601	239,247

イ 文書差置き

(単位:日, 件, %, 千円)

	実施日数	勧奨件数 A	文書差置き数 B	差置き率 B/A	自主 納付件数	納付額
2年度	6日	435	95	21.8%	9	589
3年度	28日	777	258	33.2%	56	2,901
4年度	55日	2,256	717	31.8%	131	6,193
5年度	55日	1,704	642	37.7%	92	3,901
6年度	53日	2,854	1,526	53.5%	350	12,860

ウ SMS(ショート・メッセージ・サービス)

(単位:日, 件, %, 千円)

	実施日数	送信件数 A	反応数 B	反応率 B/A	納付件数	納付額
4年度	38日	1,737	183	10.5%	747	34,376
5年度	61日	2,812	327	11.6%	1,289	41,338
6年度	67日	4,991	396	7.9%	2,228	95,449

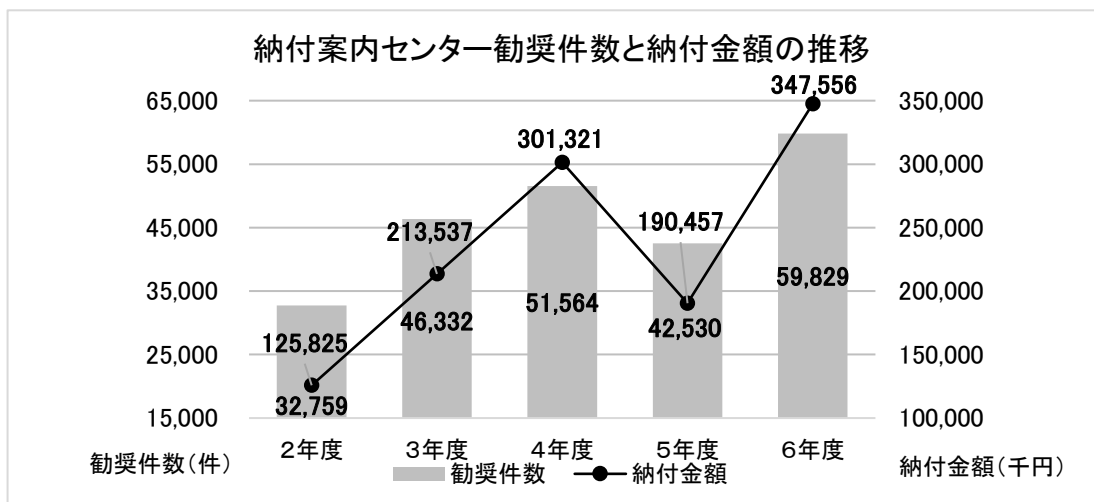
納付案内センターは、平成25年4月に開設。10債権の納付勧奨業務を委託している。

(注1) 4月1日から翌年3月31日までの実績である。

(注2) 実施日数は、特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税のそれぞれの延べ日数である。

(注3) SMSによる勧奨は令和4年8月に開始した。

(注4) SMSの納付額には、送信後の反応はなかったがその後に納付が確認された金額も含んでいる。



(4) 徴収方法別収納状況

【特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収)】 (単位:件, %, 千円)

区分	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対する 構成比
納税課窓口	3,844	1.13%	223,250	1.12%
区民事務所窓口	3,548	1.04%	196,351	0.98%
金融機関等窓口	35,282	10.38%	4,803,820	24.00%
口座振替	62,562	18.40%	5,833,697	29.14%
コンビニエンスストア	170,553	50.15%	4,968,978	24.82%
ATM	8,353	2.46%	965,412	4.82%
インターネット・モバイルバンキング	13,390	3.94%	1,242,558	6.21%
クレジット	6,600	1.94%	361,162	1.80%
スマートフォン決済アプリ	33,460	9.84%	1,218,956	6.09%
小計	337,592	99.27%	19,814,184	98.99%
差押えによる取立金等	2,471	0.73%	202,362	1.01%
合計	340,063	100.00%	20,016,546	100.00%

(注1) 件数及び収納額は、令和6年6月から令和7年5月までの数値である。

(注2) 収納額は、滞納繰越分、延滞金を含む特別区民税と都民税等の合算額であり、納付後の還付及び充当分を調整していない。

(注3) インターネット・モバイルバンキングはモバイルレジ(スマートフォン等を活用した納付方法)を含む。

(注4) スマートフォン決済アプリは、「PayPay」「d払い」「au PAY」「LINE Pay」「J-Coin Pay」「楽天ペイ」「PayB」「楽天銀行」による納付を集計している。

(注5) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

【軽自動車税(種別割)】 (単位:件, %, 千円)

区分	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対する 構成比
納税課窓口	1,369	1.83%	7,001	1.59%
区民事務所窓口	1,277	1.70%	13,149	2.99%
金融機関等窓口	6,931	9.25%	37,600	8.56%
口座振替	-	-	-	-
コンビニエンスストア	56,246	75.07%	329,555	75.01%
ATM	1,164	1.55%	7,256	1.65%
インターネット・モバイルバンキング	3,356	4.48%	19,682	4.48%
クレジット	889	1.19%	5,546	1.26%
スマートフォン決済アプリ	3,026	4.04%	16,991	3.87%
小計	74,258	99.11%	436,780	99.41%
差押えによる取立金等	670	0.89%	2,571	0.59%
合計	74,928	100.00%	439,351	100.00%

(注1) 件数及び収納額は、滞納繰越分、延滞金を含む令和6年5月から令和7年5月までの数値である。

(5月は、納付書発送日を基準として前年度分、当年度分で収納を分けている。表は当年度分のみ
の集計である。)

(注2) 軽自動車税(種別割)は、権利関係の異動が激しいこともあり、口座振替を行っていない。

(注3) インターネット・モバイルバンキングはモバイルレジ(スマートフォン等を活用した納付方法)を含む。

(注4) スマートフォン決済アプリは「PayPay」「d払い」「au PAY」「LINE Pay」「J-Coin Pay」「楽天ペイ」「PayB」「楽天銀行」による納付を集計している。

(注5) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注6) 収納額は、納付後の還付及び充当分を調整していないため、17ページの軽自動車税(種別割)滞納整理実績表の額と合致しない。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和6年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の徴収実績

(5) 口座振替による特別区民税(普通徴収) 収納額等の推移

(単位:千円, 件, 人, %)

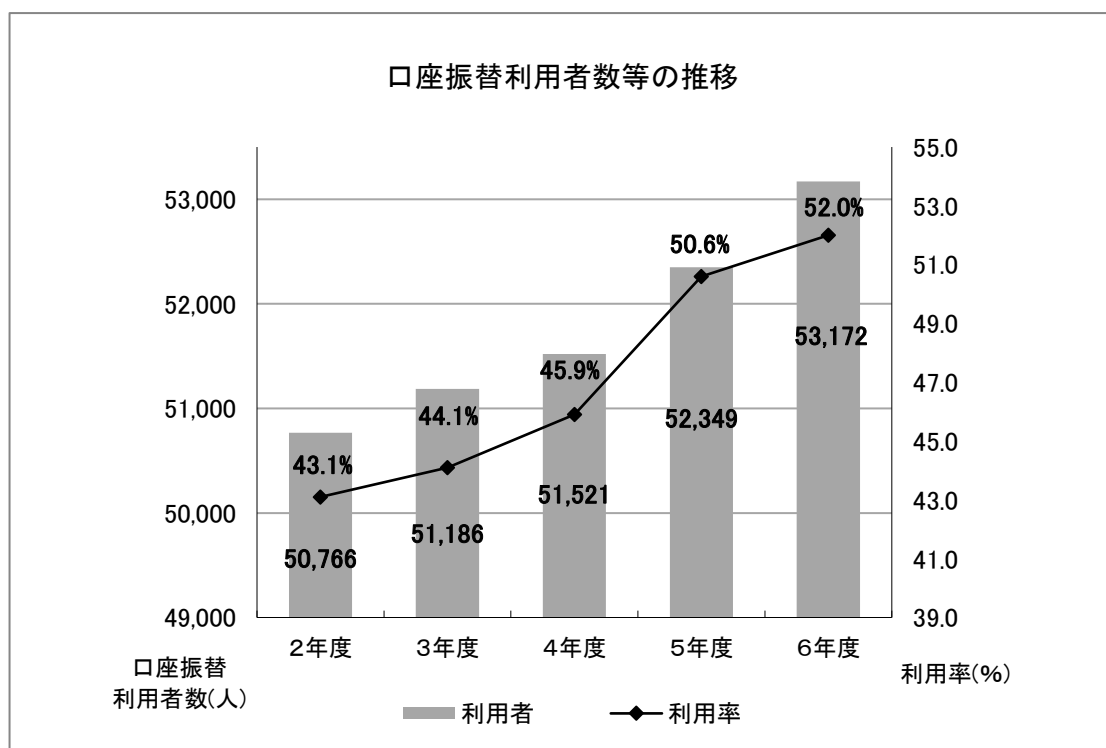
	総収納額	口座振替						利用率
		件数	収納額	収納額比	利用者	本年度増人数	本年度減人数	
2年度	11,396,956	77,035	3,578,070	31.4%	50,766	3,170	2,306	43.1
3年度	11,286,424	75,643	3,576,554	31.7%	51,186	2,815	2,395	44.1
4年度	12,349,286	73,164	3,790,720	30.7%	51,521	2,461	2,126	45.9
5年度	11,858,115	67,689	3,744,083	31.6%	52,349	2,822	2,106	50.6
6年度	11,245,421	62,562	3,502,324	31.1%	53,172	2,875	2,052	52.0

(各年度5月末現在)

口座振替による納付は特別区民税・都民税・森林環境税現年分(普通徴収)についてのみ行っている。

(注1) 収納額は特別区民税のみの金額である。

(注2) 利用率は当初課税対象者数に対する利用者数の割合である。



3 検税(未申告や扶養などの調査・更正等)の取組み及び結果

(1) 検税期間：令和6年7月16日(火)～12月6日(金)

検税対象件数	うち税決定数		検税による調定額 ※
	19,330件	新規課税・更正	
非課税		3,424件	
			102,197,150円

※ 本来賦課すべき正しい税額として決定した額。新規課税及び更正の件数・内訳は(2)～(7)のとおりである。

(2) 扶養調査

所得超 (所得が48万円超)	二重扶養 (同じ人を二人で扶養申告)	離婚 (令和5年12月31日以前に離婚)
250件	70件	10件
更正事由		
未婚 (戸籍上婚姻関係が無い)	死亡 (令和4年12月31日以前に死亡)	申告誤り、その他 (被扶養者はいなかった等)
1件	10件	612件

更正を要した扶養種別				調定額
控配 (配偶者)	特定 (19歳～22歳)	老人 (70歳以上)	その他 (控配・特定・老人以外)	
101件	62件	91件	699件	26,770,900円

(注) 953件の税額更正により26,770,900円の増税となった。

(注) 控配は「配偶者控除」、特定は「特定扶養控除」、老人は「老人扶養控除」を指す。

(3) 法定調書(報酬・配当・給与)に係る調査及び更正

所得種類および件数			調定額
報酬	配当	給与	
414件	283件	92件	63,247,150円

(4) 事業所への給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
279件	13,255,800円

(注) 前年実績をもとに事業所あてに調査を実施。

(5) 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
82件	751,500円

(注) 本人又は会社あてに住民登録地の調査を実施。

(6) 再裁定年金に係る調査及び更正

決定件数	調定額
322件	11,315,600円

(注) 日本年金機構からの支払報告をもとに調査を実施。

(7) 事業所課税不明申告書調査

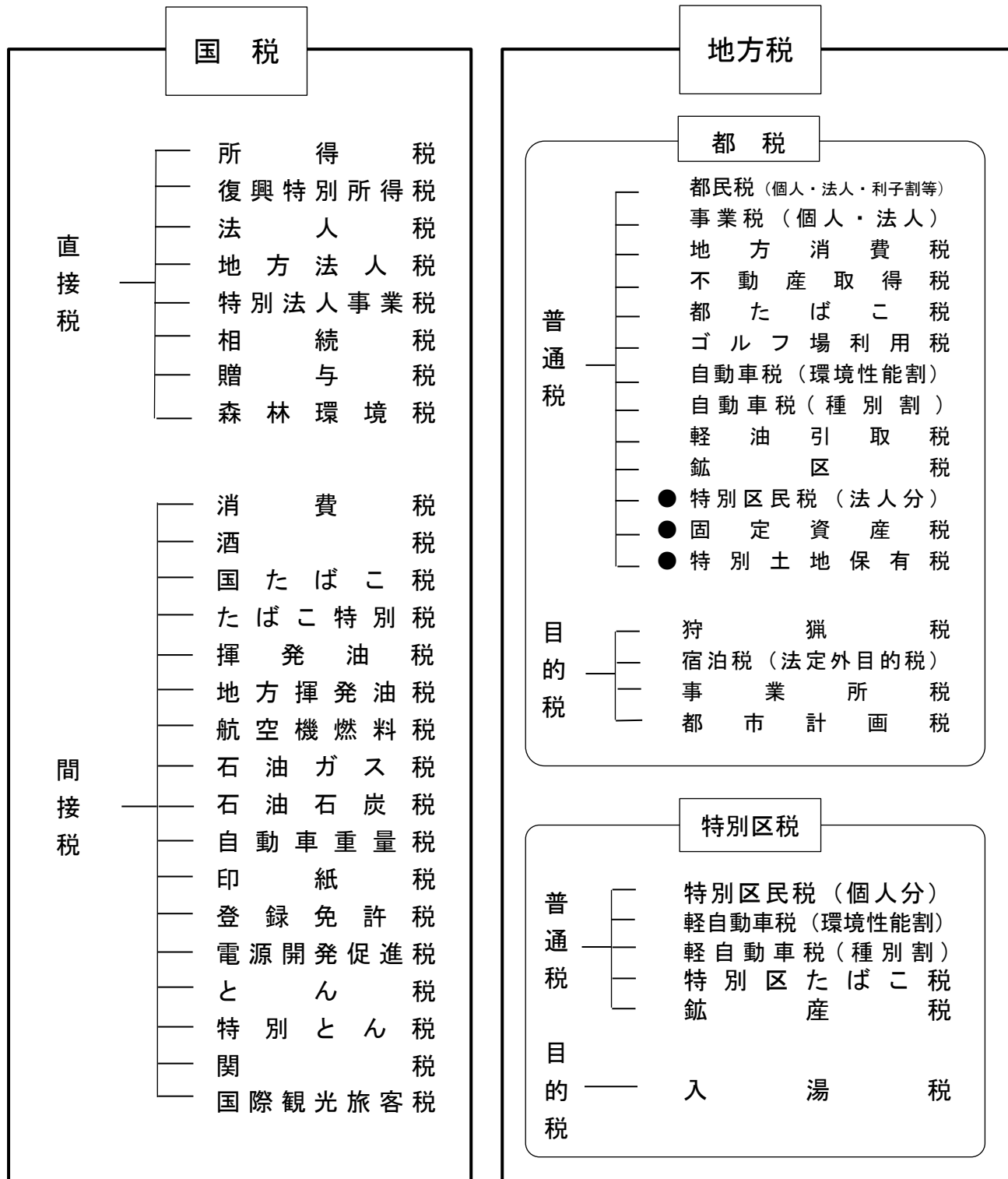
決定件数	調定額
28件	112,000円

(注) 前年実績をもとに居住地へ申告状況等の調査を実施。

IV 資料編

1 税金の種類（国税・地方税別）

（令和7年4月1日現在）



※●印は23区内では都税として課税し、その内56%相当が特別区財政調整交付金として区の歳入となる。

※鉱産税・入湯税は令和7年4月1日現在、足立区での課税実績はない。

(注)・直接税…税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である税金

・間接税…税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる税金

・普通税…一般的な財源に充てられる税金

2 特別区税の納付について(足立区に納める税)

	納税義務者	課税対象	課税標準	納付方法・納期限
特別区民税	<ul style="list-style-type: none"> 区内に住所がある者 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所のない者(均等割のみ) 	左に同じ	前年中の所得金額	<p>【普通徴収】 区役所から納税通知書を毎年6月初旬に送付し、年4回で納付する。 (納期限) 6月、8月、10月、翌年1月の末日</p> <p>【給与からの特別徴収】 給与支払者(会社等)が給与所得者の給与から天引きし、とりまとめて納付する。 (納期限) 徴収月の翌月10日</p> <p>【公的年金からの特別徴収】 公的年金支払者が、年金受給者の年金から天引きし、とりまとめて納付する。 (納期限) 徴収月の翌月10日</p>
軽自動車税	(種別割) 原動機付自転車や軽自動車等を所有する者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車	課税対象車両の台数	4月1日現在の所有者に対して、毎年5月中旬に納税通知書を送付する。 (納期限) 5月末日
	(環境性能割) 三輪以上の軽自動車を取得した者	三輪以上の軽自動車の取得	三輪以上の軽自動車の通常取得価額	新規検査・移転登録の届出時に納付する。 ※当分の間は東京都が賦課徴収し、区へ払い込む。
特別区たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> 製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者 	区内で売り渡した製造たばこ	区内で売り渡した製造たばこの本数	卸売販売業者等が前月分を毎月末日までに申告納付する。 (納期限) 売渡月の翌月末日
入湯税	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場の入湯行為	入湯客数	鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収し、とりまとめて納付する。 (納期限) 入湯客数集計月の翌月末日

(注) 納期限として定める日が土・日・祝日の場合はその次の平日が納期限となる。

3 特別区税の税率・税額

(1) 特別区民税（個人住民税）

区 分	特別区民税	都民税
所 得 割 ※1	6%	4%
均 等 割 ※2	3,000円	1,000円

※1 土地建物等及び株式等の分離譲渡所得についてはこの表は適用しない。

※2 令和6年度から、特別区民税均等割と併せて年額1,000円の森林環境税（国税）が課税される。

(2) 軽自動車税（種別割）

ア 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車・軽二輪車・二輪の小型自動車

車 種 区 分		税 額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	そ の 他	5,900円
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

(注)上記の税額は平成28年度から適用

イ 三輪及び四輪以上

車種区分			旧税率	重課税率	新税率			
			平成27年3月31日以前に初度検査を受けた車両	初度検査から13年を経過した車両 ※1	平成27年4月1日以後に初度検査を受けた車両			
					軽課税率(グリーン化特例)			
					初度検査が令和8年3月31日までの車両 ※2			
					①	②	③	
三輪			3,100円	4,600円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
軽自動車	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	12,900円	10,800円	2,700円	
		乗用	営業用	5,500円	8,200円	6,900円	1,800円	3,500円
	貨物用	自家用	4,000円	6,000円	5,000円	1,300円		
		営業用	3,000円	4,500円	3,800円	1,000円		

※1 平成15年10月14日以前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車については、検査月が不明なため、当該軽自動車が「初度検査を受けた年の12月」を経過年数の起算点とする。
重課対象外の車両：電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド・被けん引車

※2 軽課税対象車両（※軽課税額は初年度のみ適用）

①75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車
②50%軽減	令和12年度燃費基準90%達成（営業用乗用車のみ） →令和7年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
③25%軽減	令和12年度燃費基準70%達成（営業用乗用車のみ） →令和6年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。

※上記に加え、一定の排出ガス性能及び令和2年度燃費基準達成を要求

(3) 軽自動車税（環境性能割）

三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除く）を取得した方に課税される。

軽自動車の通常の取得価額（課税標準額）×税率

車種	税率
自家用軽自動車	非課税・1%・2%
営業用軽自動車	非課税・0.5%・1%・2%

※新車・中古車は問わない。

※環境性能（燃費性能）によって税率が決まる。

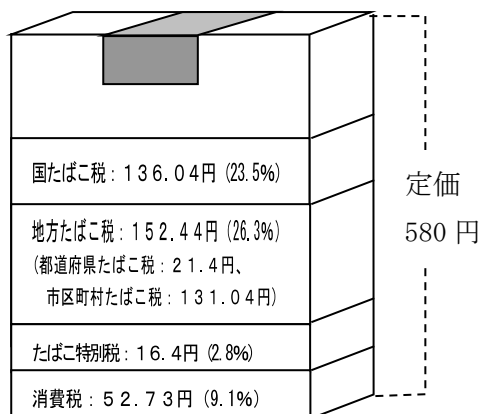
※取得価額が50万円以下の場合には課税されない。

(4) 特別区たばこ税

一般品の国産たばこ、外国たばこ

1,000本につき6,552円（令和3年10月改正）

紙巻たばこ1箱の税負担等



たばこの税負担額合計：357.61円 (61.7%)

(5) 入湯税

1人1日につき150円。

ただし、12歳未満の子どもや共同浴場、一般の公衆浴場、および施設の利用額が1,200円以下の場合は課税されない。

4 令和6年度特別区税の賦課徴収に要する経費等

(単位:千円, %)

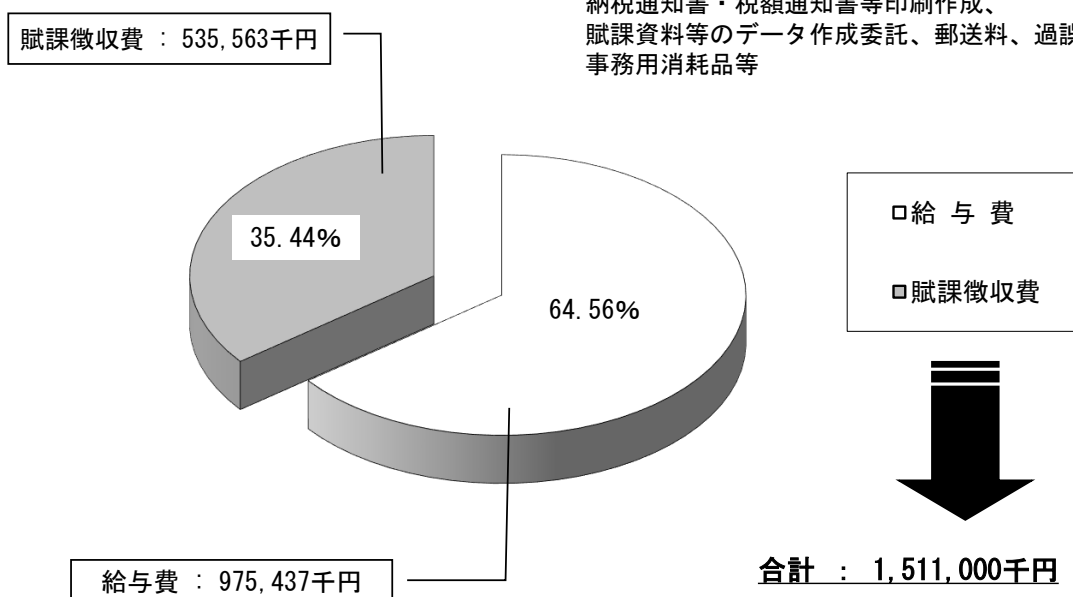
区分	2年度	構成比	3年度	構成比	4年度	構成比	5年度	構成比	6年度	構成比
給与費	838,914	64.32%	854,017	63.66%	857,474	63.40%	922,652	66.31%	975,437	64.56%
賦課徴収費	465,299	35.68%	487,586	36.34%	495,031	36.60%	468,777	33.69%	535,563	35.44%
合計	1,304,213	100.00%	1,341,603	100.00%	1,352,505	100.00%	1,391,429	100.00%	1,511,000	100.00%

<給与費>

課税・納税課職員分の給料、職員手当等、共済費
※会計年度任用職員の報酬は含まない

<賦課徴収費>

納税通知書・税額通知書等印刷作成、
賦課資料等のデータ作成委託、郵送料、過誤納金還付、
事務用消耗品等



◎ 特別区税決算額 (53,777,841千円) に占める徴税費の割合

$$\frac{1,511,000\text{千円}}{53,777,841\text{千円}} = 0.028 \Rightarrow \underline{2.8\%}$$

特別区税1,000円につき28円の経費

(単位:千円, %)

	特別区税決算額	徴税費	決算額に占める 徴税費の割合
2年度	51,515,303	1,304,213	2.5%
3年度	51,669,587	1,341,603	2.6%
4年度	53,545,141	1,352,505	2.5%
5年度	54,825,528	1,391,429	2.5%
6年度	53,777,841	1,511,000	2.8%

【IV 資料編】

5 税証明書発行状況

5 税証明書発行状況

(1) 発行手数料別税証明書発行件数

(単位：件、%)

区分	発行件数		有 料			無 料		
	前年度比		課税証明	納税証明	軽自動車税	課税証明	納税証明	軽自動車税
2年度	137,264	87.36	116,199	14,721	61	470	5	5,808
3年度	141,495	103.08	116,361	15,148	43	3,679	263	6,001
4年度	144,029	101.79	114,758	17,443	67	5,757	424	5,580
5年度	139,092	96.57	115,397	18,637	57	2,067	91	2,843
6年度	152,945	109.96	127,422	21,107	64	1,615	18	2,719

(注1) 無料の課税証明書・納税証明書は、生活保護受給者または中国在留邦人等からの申請

(注2) 軽自動車税の証明書は、継続検査(車検)用が無料で、一般(その他)用は有料

(注3) 令和3年7月より、新型コロナウイルス対策緊急融資等の手続きに使用する税証明書の交付手数料を無料としている(コンビニ交付分を除く)。

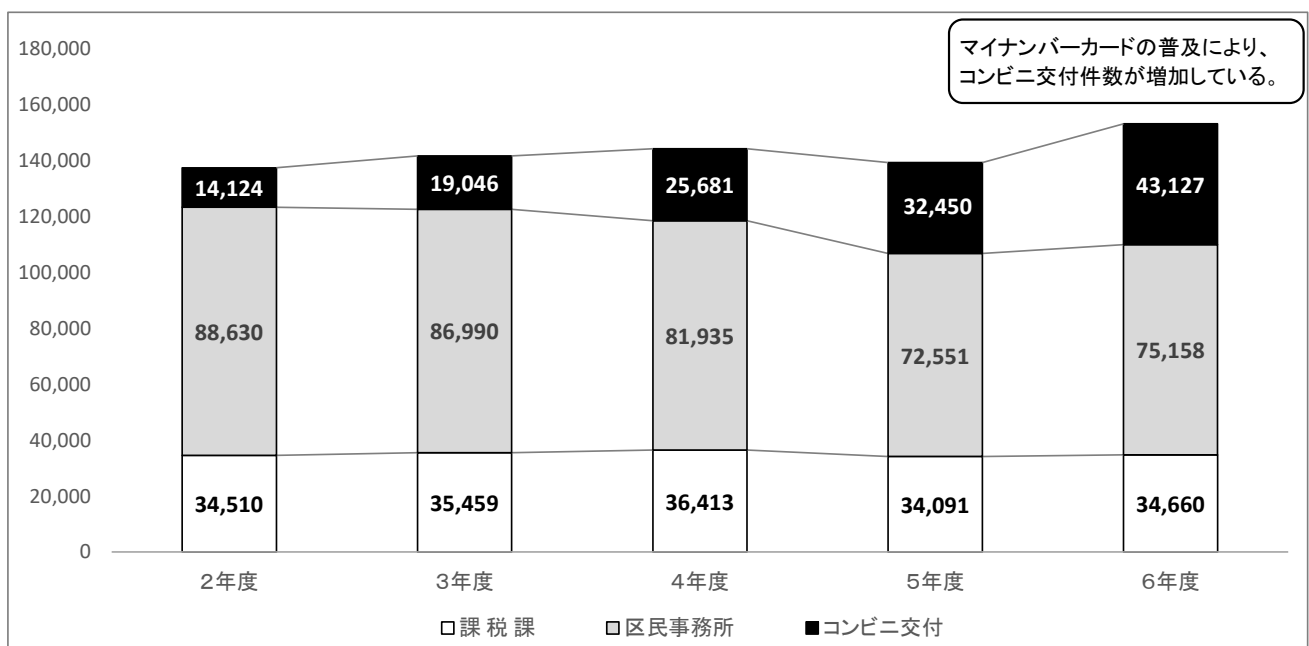
(2) 発行元別税証明書発行件数

(単位：件、%)

区分	発行件数		課 税 課			区民事務所		コンビニ交付		
	前年度比		件 数		前年度比	件 数	前年度比	件 数		前年度比
			うち オンライン 申請による 発行件数(※1)					うち マルチコピー 機による 発行件数(※2)		
2年度	137,264	87.36	34,510		89.12	88,630	83.62	14,124		113.80
3年度	141,495	103.08	35,459		102.75	86,990	98.15	19,046		134.85
4年度	144,029	101.79	36,413		102.69	81,935	94.19	25,681		134.84
5年度	139,092	96.57	34,091	244	93.62	72,551	88.55	32,450	198	126.36
6年度	152,945	109.96	34,660	1,006	101.67	75,158	103.59	43,127	916	132.90

※1 オンライン申請による証明書発行は、令和5年11月から開始

※2 マルチコピー機(本庁舎内設置)による証明書発行は、令和6年1月から開始



6 特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税の納付書等送付用封筒の広告収入

<概要>

特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税の納付書等送付用封筒裏面のうち、説明事項等の記載箇所を除く空きスペースを広告欄として設定し、企業や団体（主に足立区内に本社や営業所を持つ）の広告掲載を募集した。

<目的>

広告を媒体として、区民に経営・生活支援情報等を提供するとともに、区の経済活性化に寄与し、さらに収入の確保を目的とした。

<募集方法>

あだち広報令和6年10月10日号、及び足立区公式ホームページにより周知した。

<募集時期等>

募集期間：令和6年10月10日から10月31日まで

募集媒体：あだち広報 令和6年10月10日号

令和6年度に募集した広告枠及び掲載実績

掲載規格及び掲載料					実績	
NO	種別	広告掲載箇所（裏面）	規格（縦×横）	最低金額	件数	掲載金額
1	普通 徴収	納付書用封筒 1/2 面左	6 × 9	230,000 円	1	230,000 円
2		納付書用封筒 1/2 面右	6 × 9	230,000 円	1	230,000 円
3	特別 徴収	税額通知等送付用封筒 1/2 面上	9.5 × 16	150,000 円	1	150,000 円
4		税額通知等送付用封筒 1/2 面下	9.5 × 16	150,000 円	0	0 円
5	軽自動 車 税	納付書用封筒 1/2 面左	7 × 8	100,000 円	1	126,000 円
6		納付書用封筒 1/2 面右	7 × 8	100,000 円	1	100,000 円
合 計					5/6 件	836,000 円

7 令和6年度「あだち広報」掲載実績

(1) 課税課

掲載号	記事名	内容	対象	担当係
5月10日	個人住民税の特別徴収にご協力を！	特別徴収義務者への特別徴収の協力依頼	事業所・ 個人事業主	課税第一～三係
5月10日	6年度特別区民税・都民税（住民税）課税証明書の発行開始日	令和6年度課税証明書の発行開始日の案内	全区民	課税第一～三係
5月10日	軽自動車税（種別割）の減免・申請手続きは5月30日（木）まで	軽自動車税の減免申請手続きについて	全区民	軽自動車税係
5月25日	個人住民税に関する制度が変わります！	定額減税（個人住民税）の実施と森林環境税（国税）創設の説明	全区民	課税第一～三係
6月10日	6月10日（月）6年度の納税通知書と納付書をお送りします	普通徴収の特別区民税・都民税納税通知書発送の案内 ※「公的年金を受給する65歳以上の方は、年金収入に対する住民税額が年金から天引きされます（特別徴収制度）」はこちらに関連して掲載	全区民	課税第一～三係
6月10日	公的年金を受給する65歳以上の方は、年金収入に対する住民税額が年金から天引きされます（特別徴収制度）	公的年金からの特別徴収制度の説明	65歳以上の対象者	課税第一～三係
9月25日	10月支給分の公的年金から住民税の特別徴収（天引き）を開始	10月支給分の年金から住民税の特別徴収が始まる方への説明	65歳以上の対象者	課税第一～三係
9月25日	課税事務（臨時職員）募集	課税課臨時職員の募集案内	全区民	課税第一係
10月10日	納税通知書等送付用封筒の広告募集	納付書や納税通知書等の送付用封筒裏面への広告掲載募集	事業所	庶務係
11月25日	電子データで提出できる「eLTAX（エルタックス）」をご利用ください！	eLTAX（地方税ポータルシステム）の利用および特別徴収税額通知書の電子正本化案内	事業所・ 個人事業主	課税第一～三係
12月25日	税理士による令和6年分の無料申告相談は、事前申し込みが必要です	税理士による令和6年分の無料申告相談の事前申し込み案内	全区民	課税第一～三係
1月25日	税の申告が始まります。申告はお早めに！	住民税・所得税申告のお知らせ及び申告期間や方法、出張受付の日程などの案内	全区民	課税第一～三係

3月10日	廃車手続きをしないとバイクや軽自動車に税金がかかります	軽自動車廃車勧奨について	全区民	軽自動車税係
-------	-----------------------------	--------------	-----	--------

(2) 納税課

掲載号	記事名	内容	対象	担当係
4月10日	今年も口座振替新規加入キャンペーンを実施します！(普通徴収の特別区民税・都民税・森林環境税)	口座振替新規加入キャンペーンに関する周知	納税者	納税計画係
6月10日	納税通知書と納付書をお送りします	Pay-easyでの納付、口座振替新規加入キャンペーン、公的年金受給者等の特別徴収制度の案内、徴収の取組に関する紹介	納税者	納税計画係
8月25日	特別区民税・都民税・森林環境税の第2期納期限は9月2日	第2期納期限の周知	納税者	納税計画係
10月25日	特別区民税・都民税・森林環境税の第3期納期限は10月31日(枠外記事)	第3期納期限の周知	納税者	納税計画係
11月10日	中学生の「税についての作文」入選作品の展示	区内中学生が書いた「税についての作文」展示の周知	全区民	納税計画係
1月25日	納め忘れはありませんか？特別区民税・都民税(住民税)・森林環境税	第4期納期限の周知、納税相談のお知らせ、滞納の取扱い、口座振替の勧奨	納税者	納税計画係
3月10日	税・保険料は簡単に納付できます。新たにスマホ決済アプリ2つを追加。	Pay-easyでの納付の案内、新たなスマホ決済アプリ(2種類)での納付開始のお知らせ	納税者	納税計画係

8 令和6年度施行の税制の改正点

(1) 個人住民税の定額減税

納税者の所得割額から、以下の金額が控除される。控除額が所得割額を超える場合には、所得割額を限度とする。

ア 本人 1万円

イ 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く） 1人につき 1万円

令和6年度の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合で、給与収入が2,000万円以下）の納税者が対象となる。

※ ただし、個人住民税が非課税または個人住民税が均等割・森林環境税のみ課税の場合は対象外となる。

控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については、令和6年度は対象外であるが、令和7年度の個人住民税の所得割額から1万円が控除される（国外居住者を除く）。

(2) 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族は、以下のいずれかに該当する場合のみ扶養控除の対象となる。

ア 留学により非居住者になった者

イ 障害者

ウ 扶養控除等を申告する納税義務者から、その年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

国外居住親族について、扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除）の適用を受ける場合には、対象に応じてその親族にかかる必要書類をすべて提出または提示する必要がある。

(3) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得において、課税方式を所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなる。

(4) 個人住民税における上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用について

過去に上場株式等に係る譲渡所得について所得税と異なる課税方式を選択したことにより、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用額が個人住民税と所得税で異なる場合は、令和6年度以降の個人住民税においては、所得税における譲渡損失の繰越控除の適用額がそのまま適用される。

(5) 森林環境税の創設

災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設された。個人住民税均等割と併せて、国税として1人年額1,000円が賦課徴収される。

9 課税課・納税課の組織と事務分掌（令和7年4月1日現在）

課 税 課

課税課職員数 90人（常勤68人、非常勤22人）

区民部長

課税課長

庶務係 9人（常勤8人、債権管理・滞納整理専門員1人）

- 1 区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、鉦産税、入湯税）の調査、統計及び税制に関すること。
- 2 特別区たばこ税、鉦産税及び入湯税の賦課徴収に関すること。
- 3 部の調整管理に関すること。
 - （1）部内の調整管理
 - （2）部内事業に係る他の部局との調整
- 4 部内他の課及び係に属しないこと。

業務改善推進担当係長（庶務係長兼務）

- 1 課税業務の改善に関すること。

課税計画係 7人（常勤6人、課税事務補佐員1人）

- 1 特別区民税及び個人都民税業務の全体調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 3 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 4 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 5 特別区民税及び個人都民税の税制改正に関すること。
- 6 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 7 税務システムの標準システム移行に関すること。

課税第一係 19人（常勤17人、課税事務補佐員2人）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 特別区民税及び個人都民税の証明事務の統括に関すること。
- 5 特別区民税及び個人都民税の個人情報保護の統括に関すること。

【IV 資料編】

9 課税課・納税課の組織と事務分掌

- 6 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 7 税務システムの標準システム移行に関すること。

課税第二係 24人（常勤13人、課税事務補佐員6人、事務補助職員5人）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 特別区民税及び個人都民税の給与所得に係る特別徴収の統括に関すること。
- 5 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 6 税務システムの標準システム移行に関すること。

課税第三係 16人（常勤16人）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システムの保守及び連絡調整に関すること。
- 5 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 6 税務システムの標準システム移行に関すること。

システム標準化担当係長 3人（常勤3人）

- 1 税務システムの標準システム移行の統括に関すること。

軽自動車税係 10人（常勤3人、課税事務補佐員6人、事務補助職員1人）

- 1 軽自動車税の賦課に関すること。
- 2 自動車臨時運行許可に関すること。
- 3 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 4 税務システムの標準システム移行に関すること。

納 税 課

納税課職員数 83人（常勤51人、非常勤32人）

納税課長

納税計画係 18人（常勤6人、債権管理・滞納整理専門員1人、徴収事務補佐員6人、
事務補助職員5人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収事務の計画、進行管理及び徴収実績の統計に関すること。
- 2 納税貯蓄組合及び納税奨励に関すること。
- 3 収納払込に関すること。
- 4 研修計画の策定及び実施に関すること。
- 5 課内他の係に属しないこと。

納税システム担当係長 3人（常勤3人）

- 1 納税・収納システム総合調整に関すること。
- 2 納税・収納システム開発に関すること。
- 3 納税・収納システムの標準システム移行に関すること。

滞納整理第一係 14人（常勤10人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員3人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者に対する徴収、納税相談及び滞納整理に関すること。
- 2 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 3 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

滞納整理第二係 17人（常勤11人、再任用短時間1人、滞納整理専門員3人、
特別整理専門員1人、事務補助職員1人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者に対する徴収、納税相談及び滞納整理に関すること。
- 2 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- 3 区外転出者（高額滞納者を除く。）の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、納税相談及び滞納整理に関すること。
- 4 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 5 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

【IV 資料編】

9 課税課・納税課の組織と事務分掌

滞納整理第三係 10人（常勤8人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員1人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者に対する徴収、納税相談及び滞納整理に関すること。
- 2 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 3 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

特別整理係 7人（常勤5人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員1人）

- 1 特別徴収義務者の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、納税相談及び滞納整理に関すること。
- 2 区外転出者の特別区民税、個人都民税の高額滞納者（軽自動車税の滞納がある場合にはその軽自動車税を含む。）に対する徴収、納税相談及び滞納整理に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者（特別徴収義務者を含む。）に対する破産・競売の交付要求に関すること。
- 4 搜索、タイヤロック等が必要な処遇困難事例に対する滞納整理の推進に関すること。
- 5 公売業務（インターネット公売を含む）・不動産概算見積価格算定等、公売に関すること。
- 6 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 7 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

収納管理係 14人（常勤8人、再任用短時間1人、事務補助職員5人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の収納状況の記録、還付、充当及び督促に関すること。
- 2 特別区民税（普通徴収）の口座振替に関すること。

10 足立区内税務機関

名 称	所 在 地	電話番号（代表）
区 民 部 課 税 課 ・ 納 税 課	中央本町1-17-1	3880-5111
足 立 税 務 署	千住旭町4-21	3870-8911
西 新 井 税 務 署	栗原3-10-16	3840-1111
足 立 都 税 事 務 所	西新井栄町2-8-15	5888-6211

巻末資料

第三次足立区滞納対策アクションプラン

(特別区民税収納率向上3年計画)

令和4年6月～令和7年5月

区民部納税課

令和 4 年 2 月

第三次足立区滞納対策アクションプラン
(特別区民税収納率向上 3 年計画)

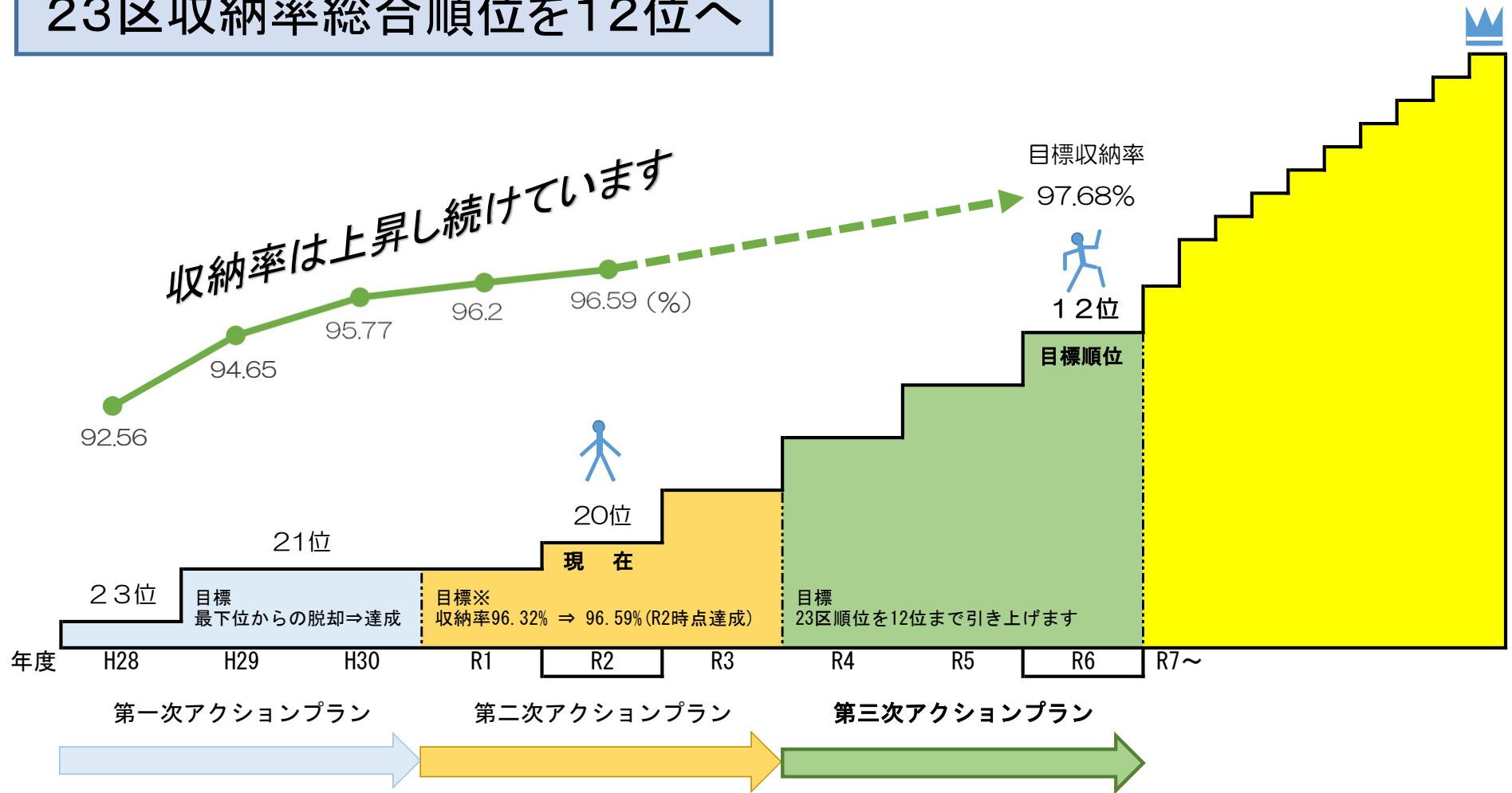
令和 4 年 6 月～令和 7 年 5 月

足立区区民部納税課

足立区は、23区の階段を駆け上がります！

(注) 数値は、令和2年度決算ベースで推定

23区収納率総合順位を12位へ



※ 第二次アクションプランでは収納率を目標値として設定

1 これまでの評価と課題

- 平成 28 年 6 月策定の「足立区滞納対策アクションプラン」、令和元年 6 月策定の「第二次足立区滞納対策アクションプラン」により、収納率総合順位 23 区最下位を脱却し、令和 3 年 5 月末現在の総合順位は 20 位（収納率 96.59%：目標達成率 100.28%）、滞納繰越分に関しては 12 位と、改善を図ってきました。
- 課題は収納率が 22 位と低迷している現年分対策です。財産調査を早期に実施し、差押え、執行停止などの滞納整理を進め、現年分の滞納未済額の圧縮に努めます。

2 基本方針と目標

（1）第三次足立区滞納対策アクションプラン基本方針

- ア 「滞納者を納税者に！」「納税は期限内に！」を合言葉に、滞納者個々の実情に応じた適切な滞納対策と「滞納を許さない足立区」を目指し、適正公平に公権力を行使します。
- イ 期限内納付のため、わかりやすい情報発信を推進します。
- ウ 区民の利便性向上のため、納付しやすい環境を整備します。
- エ 内部事務の効率化、人材の育成を図ります。

（2）第三次足立区滞納対策アクションプラン目標

- ア 令和 7 年 5 月末の総合順位を現在の 23 区中 20 位から 12 位まで引き上げます。
- イ 現年分の収納額を 2 億 8 千万円増加させ、現年分順位も 12 位を目指します。
- ウ 滞納繰越分は現在の収納率（42.45%）を維持し、滞納繰越分順位 12 位を維持します。

基本方針と主な取り組み内容等

基本方針	主な取り組み内容	年間活動目標	成果目標
1 「滞納者を納税者に！」 「納税は期限内に！」を合言葉に、滞納者個々の実情に応じた適切な滞納対策と「滞納を許さない足立区」を目指し、適正公平に公権力を行使します。	① 現年課税分については、督促状発送後、給与照会等の財産調査を早期に実施し、現年分の滞納未済額を圧縮します。 ② 滞納繰越分については、徹底した財産調査を行い、換価性の高い債権である給与、預貯金等を積極的に差し押さえるほか、搜索等を実施します。 ③ 無財産者や生活窮迫者については、積極的に執行停止を行います。	① 財産調査件数 45,000件 (R2実績 41,279件) ② 差押件数 2,700件 (R2実績 819件) ③ 情報発信 ・SNS、チラシ等 140回 (R2実績 120回) ・SMS ^{※1} 【新規】 6,000件 ※1 スマートフォン・携帯電話向けショートメッセージ、宛先を指定して案内が可能 ④ 複線型人事制度 税務徴収分野専門職員数 8名 ^{※2} (R3現在 2名、専門職員を希望する者 6名) ※2 令和6年度末までに ⑤ 新人職員の納付交渉 ・滞納整理達成度 ^{※3} 80% ※3 全研修終了後、本人と上司にアンケートを実施	① 収納率総合順位 12位/23区 ② 現年課税分収納額 令和2年度比 2億8千万円増 ③ 滞納繰越分収納率 現状収納率 42.45%を維持
2 期限内納付のため、わかりやすい情報発信を推進します。	① 課税課と連携の上、特別徴収から普通徴収に切り替える納税者をはじめ、SNS等で期限内納付の案内を行います。 ② 納付を促進する効果的なチラシを活用するなど、期限内納付の定着を推進します。 ③ あだち広報に滞納整理の特集記事を掲載するほか、封書、文面等視覚に訴える取り組みを実施します。		
3 区民の利便性向上のため、納付しやすい環境を整備します。	① 利用できる電子マネーを拡充し、従来のコンビニ納付等とともに、いつでもどこでも納付できるようにします。 ② 口座振替での納付申込み手続き簡略化のため、電子申請を導入します。 ③ 特別徴収について、eLTAXを通じた電子納入の更なる活用に向け、周知に取り組みます。		
4 内部事務の効率化、人材の育成を図ります。	① 預貯金照会等のデジタル化を進めるなど内部事務の効率化を進め、現年滞納整理により力を注いでいきます ② 課税課との相互研修を充実させるとともに、複線型職員の育成を図ります。 ③ 1～2年目の職員を対象とした実践的研修を実施しスキルを習得するほか、先輩や専門員によるノウハウの継承の機会を確保し、風通しの良い職場環境作りとコミュニケーション能力の向上を図ります。		

滞納対策アクションプランの比較

参 考

第一次滞納対策アクションプラン

平成28年6月～令和元年5月

【課題】

- 1 肥大化した根雪の解消
- 2 適正所掌件数を上回った徴収環境
- 3 組織体制の見直しと職員のスキルアップ

【成果】

- 1 滞納繰越未済額の減少
H28年5月末 22億円 → R1年5月末 7億円
- 2 最下位からの脱却（H30年5月 21位）
- 3 国税OB10名を採用し徴収環境を改善、組織体制の見直しと職員のスキルアップを実現

第二次滞納対策アクションプラン

令和元年6月～令和4年5月

【課題】

- 1 現年課税分の収納率の低迷
- 2 求められる滞納繰越対策の充実
- 3 差押え等の実施と適正な執行停止・欠損の促進

【成果】（R3年5月末途中経過）

- 1 現年調定が伸びる中、未済額は減少
R1年5月末 調定額 438億8千万円 → R3年5月末 462億4千万円
R1年5月末 未済額 9億2千万円 → R3年5月末 8億4千万円
- 2 滞納繰越未済額は既に目標額を大きく下回る
目標額 10億7千万円 → 5億円
- 3 コロナ禍の影響で総合順位は20位と伸びていないが、一定の成果を上げ合計収納率は目標達成
目標率 96.32% → 96.59%

【その他】

- ・ 令和2年4月に区民部に特別収納対策課を創設
- ・ 令和3年4月に納付案内センターの業務を特別収納対策課に移管

第三次滞納対策アクションプラン

令和4年6月～令和7年5月

【課題】

- 1 滞納者を納税者に、納税は期限内に、滞納を許さない足立区
- 2 わかりやすい情報発信
- 3 納付しやすい環境整備
- 4 内部事務の効率化と人材の育成

【目標】

- 1 総合順位を12位まで引き上げます
- 2 現年分の収納額を2億8千万円増加させます
- 3 滞納繰越分の収納率（42.45%）は維持します

あだちの特別区税 令和6年度実績概要

令和7年9月発行

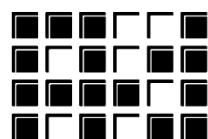
発行：足立区

編集：足立区 区民部 課税課・納税課

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

電話 03-3880-5111（代表）

ホームページ <https://www.city.adachi.tokyo.jp>



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI